

平成 29 年度版

須賀川市の環境

—平成 28 年度報告—

平成 30 年 3 月

須 賀 川 市

須賀川市環境基本条例前文

わたしたちのまち須賀川は、花と緑に恵まれた美しい自然に抱かれ、歴史的、文化的遺産を受け継ぎながら今日まで着実な発展を続けている。

しかし、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型及び生活型公害の発生や、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきており、さらに、私たち一人一人の営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきていることから、新たな対応が求められている。

今を生きるわたしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を保全し、さらによりよい環境を創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

そこでわたしたちは、今ある環境を損なうことなく、自然と調和した豊かでゆとりある美しいまち須賀川をつくるため、この条例を制定する。

目次

第1章 須賀川市の概況

| | |
|--------|---|
| 1 地勢 | 1 |
| 2 気候 | 1 |
| 3 人口 | 2 |
| 4 産業構造 | 2 |
| 5 土地利用 | 3 |
| 6 交通 | 3 |

第2章 環境保全行政の概要

| | |
|--------------|---|
| 1 行政機構及び所掌事務 | 4 |
| 2 環境基本条例 | 4 |
| 3 環境基本計画 | 5 |
| 4 公害防止条例 | 5 |

第3章 環境の現況

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 大気汚染 | |
| (1) 大気汚染の概況 | 6 |
| (2) 大気汚染の常時監視 | 6 |
| (3) 須賀川局における測定結果 | 7 |
| 2 水質汚濁 | |
| (1) 水質汚濁の概況 | 11 |
| (2) 河川の水質調査 | 12 |
| (3) 湧水の水質調査 | 14 |
| 3 騒音・振動 | |
| (1) 騒音・振動の概況 | 16 |
| (2) 環境騒音調査 | 16 |
| (3) 法令に基づく届出状況 | 20 |
| 4 悪臭 | |
| (1) 悪臭の概況 | 27 |
| (2) 悪臭調査 | 27 |
| 5 公害苦情 | |
| (1) 公害苦情の現況 | 30 |
| 6 地球温暖化対策 | |
| (1) 地球温暖化対策の概況 | 32 |
| (2) 環境にやさしい取組 | 32 |
| 7 新エネルギー導入の推進 | |
| (1) 新エネルギー導入推進の概況 | 35 |
| (2) 須賀川市地域新エネルギービジョン | 35 |
| (3) 住宅用太陽光発電装置設置補助事業 | 36 |
| (4) 住宅用太陽光発電装置普及状況 | 36 |
| (5) 住宅用太陽光発電装置以外の再生可能エネルギーの導入状況 | 37 |

参考資料

| | |
|------------------|----|
| 1 須賀川市環境基本条例 | 38 |
| 2 須賀川市公害防止条例 | 43 |
| 3 須賀川市公害防止条例施行規則 | 46 |

第1章 須賀川市の概況

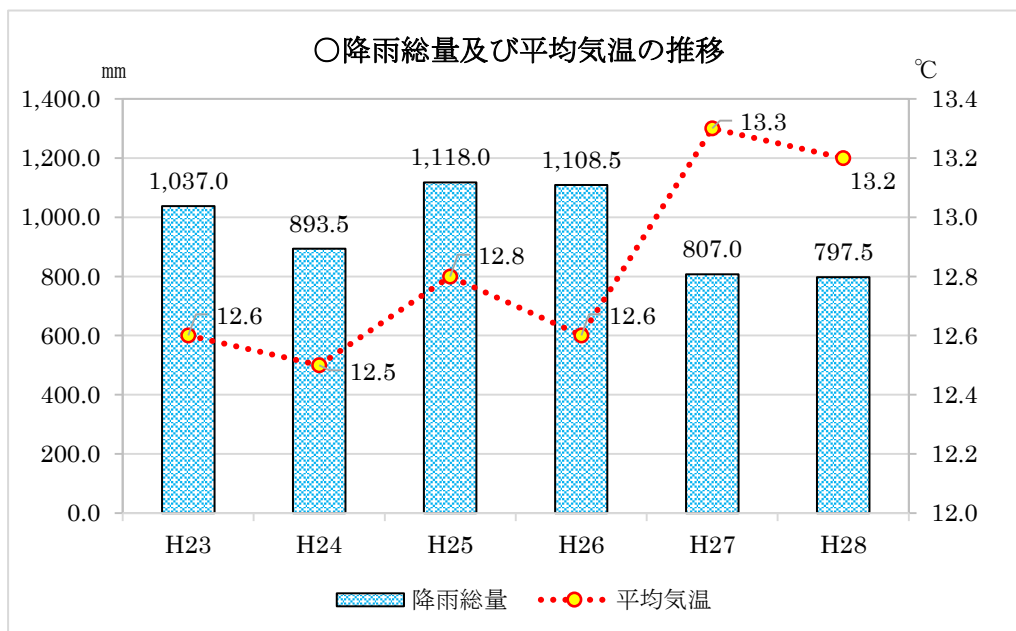
1 地勢

本市は、福島県のほぼ中央に位置し(須賀川市役所の位置は、北緯 37 度 17 分、東経 140 度 22 分、海拔 262m)、市域は東西 37.9km、南北 16.5km、面積 279.43k m²と東西に長く、中心部にある市街地は南北に馬の背のように伸びた丘陵地に広がっています。西に奥羽山脈、東に阿武隈高地の山並みを望み、市内中心部を阿武隈川がゆったりと流れ、釈迦堂川など東西の山々から多くの河川が合流するなど、緑豊かな美しい自然環境に恵まれたまちです。



2 気候

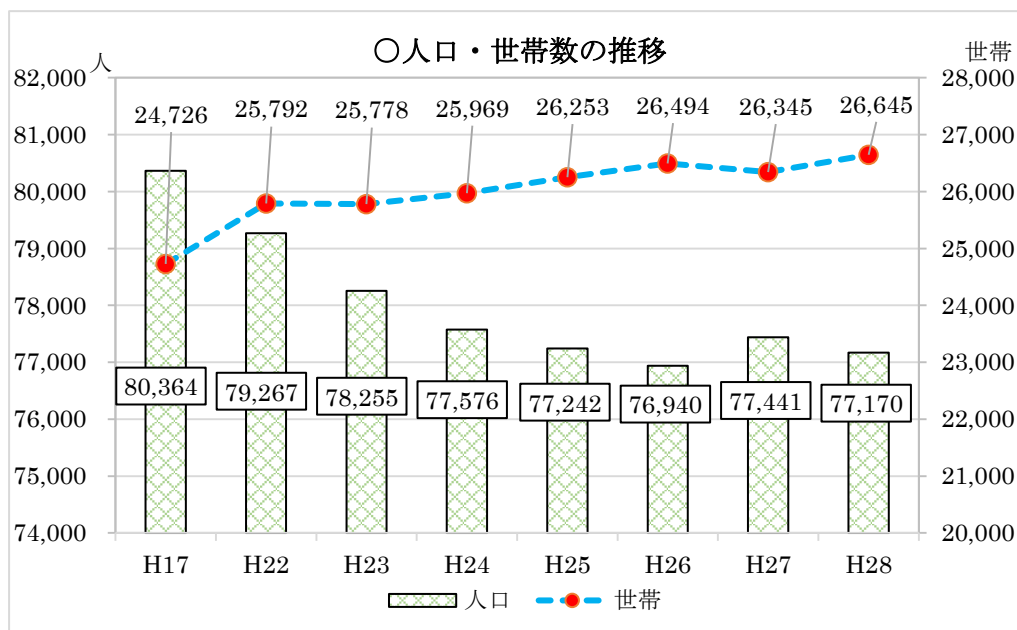
本市の気候は、年間を通じてほどよい降水量があり、平均気温は 13℃前後と比較的温暖で、降雪も少なく、住みやすい環境です。



《資料：須賀川地方広域消防組合(各年 1 月～12 月)》

3 人口

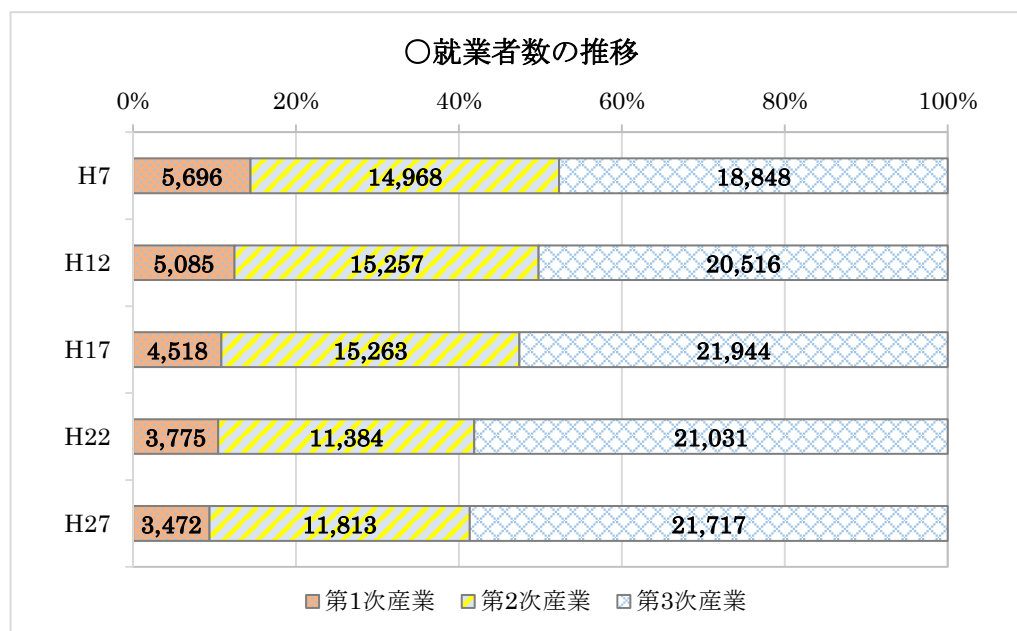
本市は、平成17年4月1日に須賀川市、長沼町、岩瀬村が合併し、平成28年10月1日現在の人口は、77,170人（世帯数26,645世帯）となっています。平成19年1月時点の80,518人をピークに減少傾向にあります。



《資料：現住人口調査(各年10月1日現在)》

4 産業構造

本市の15歳以上の就業者数を産業3部門別にみると、農業・林業などの第1次産業と、製造業や建設業などの第2次産業に従事する市民の割合が徐々に減少しており、サービス業などの第3次産業に従事する割合が増加してきています。

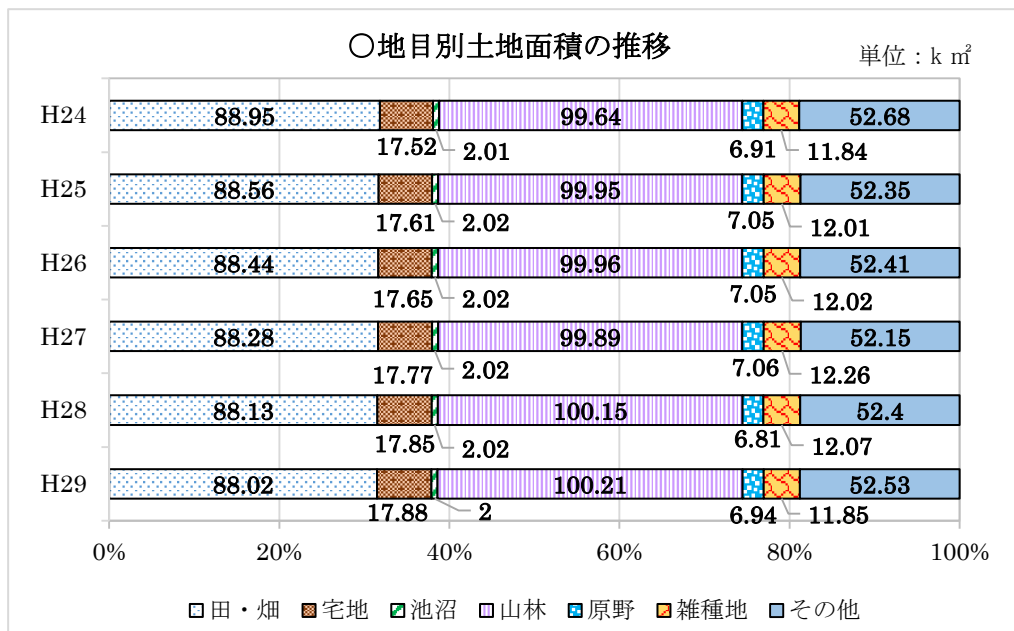


《資料：国勢調査(各年10月1日現在)》

5 土地利用

本市は地理的な特徴から、西部、中央部、東部の3地域に大別できます。西部・東部地域は豊かな自然環境・森林資源と優良な農地に恵まれており、中央部地域は市街化区域として行政、商業、教育、文化などの多様な機能が集積し、市の中心としての役割を担っています。

地目別土地利用面積は、市域 279.43 k m²のうち、森林が約 36%、田・畑が約 32%を占め、経年的には、田・畑は減少傾向、宅地は増加傾向にあります。

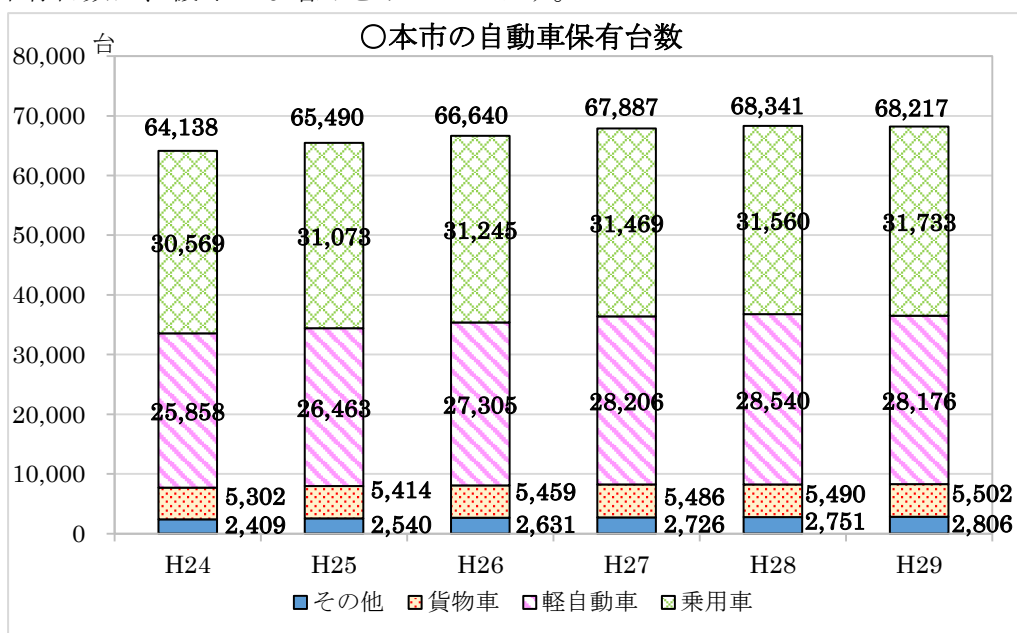


(各年 1 月 1 日現在)

6 交通

本市の主要な交通網は、市のほぼ中央を国道 4 号及び J R 東北本線が南北に、それと平行して西側には東北縦貫自動車道が走っています。また、市南東部には平成 5 年に開港した福島空港が位置し、高速交通体系に恵まれた地域となっています。

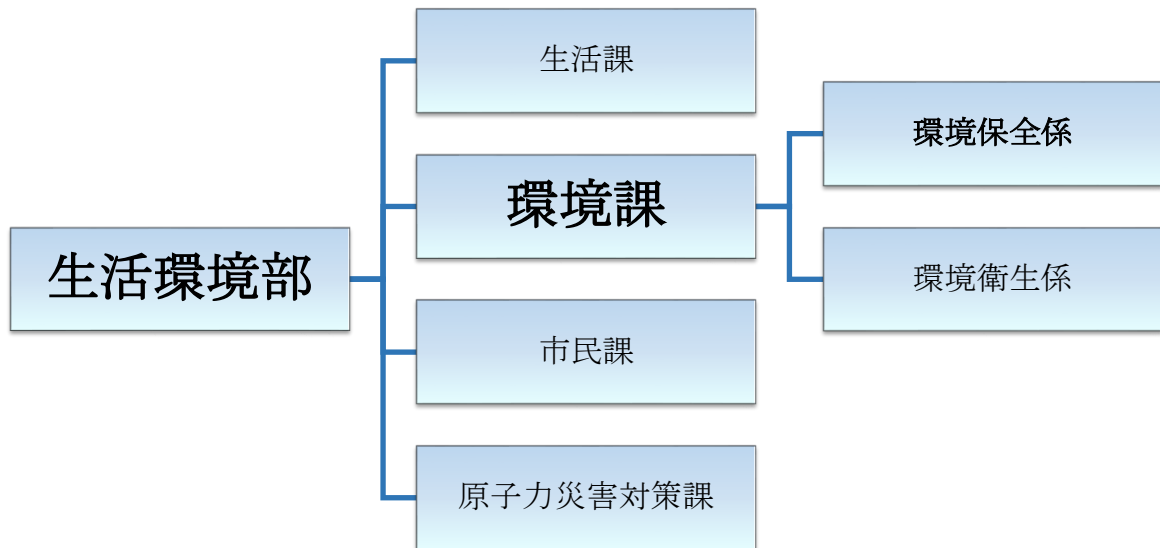
自動車保有台数は、緩やかな増加を示しています。



《資料：東北運輸局福島運輸支局調べ(各年 3 月 31 日現在)》

第2章 環境保全行政の概要

1 行政機構及び所掌事務



(平成30年3月1日現在)

◇主な所掌事務

- (1) 環境意識の啓発に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) 省資源・省エネルギーに関すること。
- (4) 再生可能エネルギーに関すること。
- (5) 地域資源循環型社会づくりに関すること。
- (6) 公害対策に関すること。

2 環境基本条例

本市では、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康でゆとりある生活の確保に寄与することを目的に、須賀川市環境基本条例を制定しています。

3 環境基本計画

本市では、身近な環境をはじめ、多様な生態系や地球環境を保全するために、平成12年3月に第一次須賀川市環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていました。

このような中、平成17年4月の長沼町、岩瀬村との合併や総合計画「新生すかがわ2007」の策定、各種関連法の改正等を踏まえ、新たな環境施策に取り組んでいくため、第二次須賀川市環境基本計画「須賀川市環境プラン2009」を策定しました。

本計画は、「須賀川市環境基本条例」に掲げられた基本理念に基づき、本市が策定する各種計画や事業の実施において、環境面での施策の基本的方向を示すとともに、市民、事業者及び市の各主体が行う環境の保全及び創造に向けた具体的な行動の指針となっています。

また、「人と自然が共生するまちづくり」、「快適な生活環境が整うまちづくり」、「地球環境に配慮した循環型のまちづくり」、「環境への思いやりを実践するまちをめざして」の4つの環境目標を定め、健全で恵み豊かな環境を育み、環境への負荷の少ない、限りある資源が循環し、持続的に発展することができる社会を目指し、積極的に環境の保全に取り組んでいます。

4 公害防止条例

本市では、住民の健康で文化的な生活を確保するため、法令に特別の定めがある場合を除くほか、市、事業者及び住民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する市の施策の基本となる事項を定めることを目的に、須賀川市公害防止条例を制定しています。

第3章 環境の現況

1 大気汚染

(1) 大気汚染の概況

大気汚染とは、自然又は人工的な原因によって大気が汚染されることをいい、発生源は、事業所の固定発生源と自動車等の移動発生源に大別されます。

福島県では、本市の大気汚染の状況を監視するため、一般環境大気観測局を大町地内（須賀川市役所南西側）に設置しており、二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント等の常時監視を実施しています。

平成 28 年度の大気状況は、光化学オキシダント以外の物質は環境基準を達成しており、前年度と比較すると、全ての物質についてほぼ横ばいとなっています。

(2) 大気汚染の常時監視

福島県において、大気の汚染状況を常時監視するとともに、緊急時の措置等を迅速かつ的確に実施するため、県内各所に測定局を整備しており、1 時間ごとの測定値(速報値)や光化学スモッグ注意報等の情報をリアルタイムでホームページに公表しています。

万が一、異常な数値が確認された場合は、周辺工場に燃料使用量の削減協力を求めるとともに、一般住民、学校等に対して、迅速かつ的確な広報を行うことにより、健康被害の発生防止に努めることとしています。

○大気汚染物質（常時監視想定項目）

| 物質名 | 各物質の説明 |
|-----------|--|
| 二酸化硫黄 | 石油、石炭等に含有される硫黄が燃焼により酸化されて発生する。高濃度になると呼吸器系に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると考えられている。 |
| 二酸化窒素 | 窒素酸化物は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素と二酸化窒素の形で大気中に存在する。光化学スモッグや酸性雨の原因物質の一つであり、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。これらの発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になり、高濃度になると呼吸器系に影響を及ぼす。 |
| 光化学オキシダント | 大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。高濃度になると、粘膜を刺激し、呼吸器系への影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。 |
| 浮遊粒子状物質 | 浮遊粉じんのうち、粒子径が 10 μ m 以下の物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留する。高濃度になると吸器系に影響を及ぼす。 |
| 非メタン炭化水素 | 炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与しないメタンを除いた非メタン炭化水素が用いられる。 |

○環境基準(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

| 物質 | 環境上の条件 | 評価方法 | |
|-----------|---|--|---|
| 二酸化硫黄 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm [※] 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 | 短期的評価 | 環境上の条件に同じ。 |
| | | 長期的評価 | 1 日平均値の 2%除外値 [※] が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 |
| 二酸化窒素 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1 日平均値の年間 98%値 [※] が 0.06ppm を超えないこと。 | |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 | 昼間(5 時から 20 時まで)の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 | |
| 浮遊粒子状物質 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 | 短期的評価 | 環境上の条件に同じ。 |
| | | 長期的評価 | 1 日平均値の 2%除外値 [※] が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 |
| 非メタン炭化水素 | (指針値) 光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は、0.20ppmC [※] から 0.31ppmC の範囲以下にあること。 | | |

※ppm(parts per million):100 万分率。ある量が全体の 100 万分のいくつを占めるかを表す単位。

※1 日平均値の 2%除外値:1 年間に得られた 1 日平均値を整理し、高い方から 2%の範囲にあるもの(365 日分の 1 日平均値があれば 7 日分の 1 日平均値)を除外した残りの最高 1 日平均値。

※1 日平均値の年間 98%値:1 年間に得られた 1 日平均値を整理し、低い方から 98%に相当するもの(365 日分の 1 日平均値があれば 358 番目の 1 日平均値)。

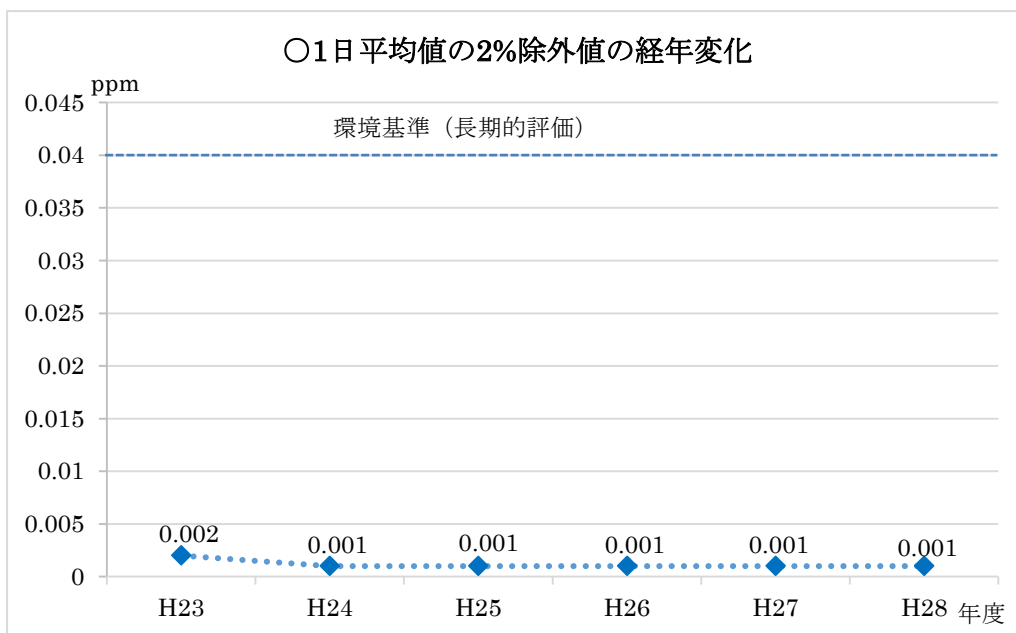
※ppmC:大気中の炭化水素類が全体の 100 万分のいくつを占めるかを表す単位。

(3) 須賀川局における測定結果

○二酸化硫黄

環境基準の短期的評価及び長期的超過とも達成しており、長期的評価の基準となる 1 日平均値の 2%除外値では、前年度と比較すると横ばいとなっています。

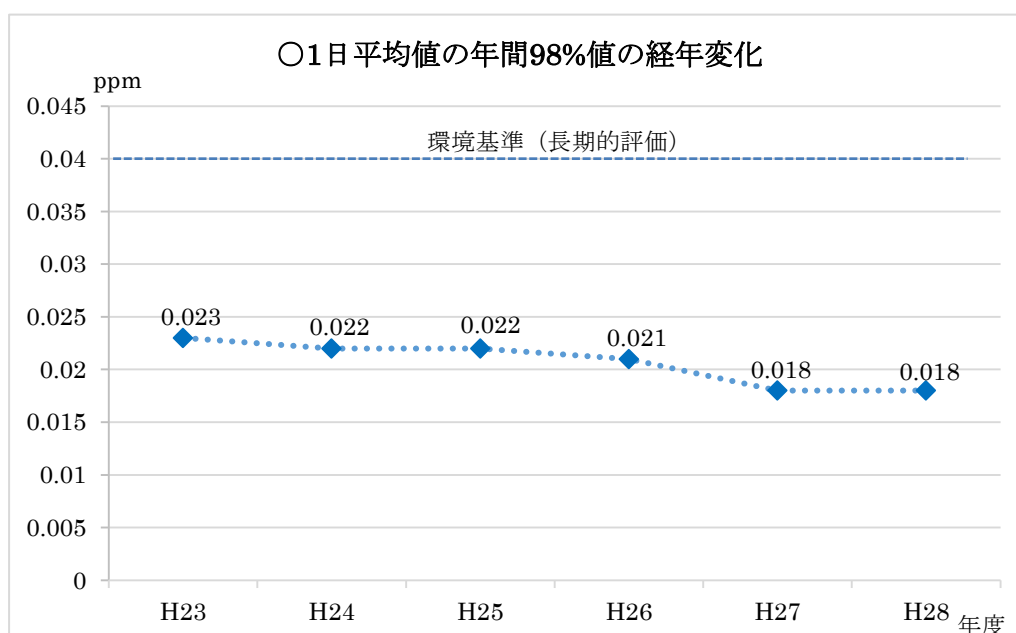
| 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 《環境基準：短期的評価》 | | | | 1 時間値の最高値 | 《環境基準：長期的評価》 | | |
|--------|------|-------|--|---|---|---|-----------|---------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| | | | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 | | 1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 | | | 1 日平均値の 2%除外値 | 1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無 | 環境基準の長期的評価による 1 日平均値が 0.04ppm を超えた日数 |
| 日 | 時間 | ppm | 時間 | % | 日 | % | ppm | ppm | 有× 無○ | 日 |
| 363 | 8704 | 0.000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.003 | 0.001 | ○ | 0 |



○二酸化窒素

環境基準を達成しており、減少傾向にあります。

| 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 《環境基準：評価方法》 | | | | | | | | | | |
|--------|------|-------|------------------------------|-------------------------|---|--------------------------------|---|--------------------------|---|----------------------------------|---|--------------------|----------------------------------|
| | | | 1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。 | | | | | | | | | | |
| 日 | 時間 | ppm | 1時間値の最高値 (ppm) | 1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合 | | 1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合 | | 1日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 | | 1日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合 | | 1日平均値の年間98%値 (ppm) | 98%値評価による1日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日) |
| | | | | 時間 | % | 時間 | % | 日 | % | 日 | % | | |
| 363 | 8699 | 0.007 | 0.043 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.018 | 0 |



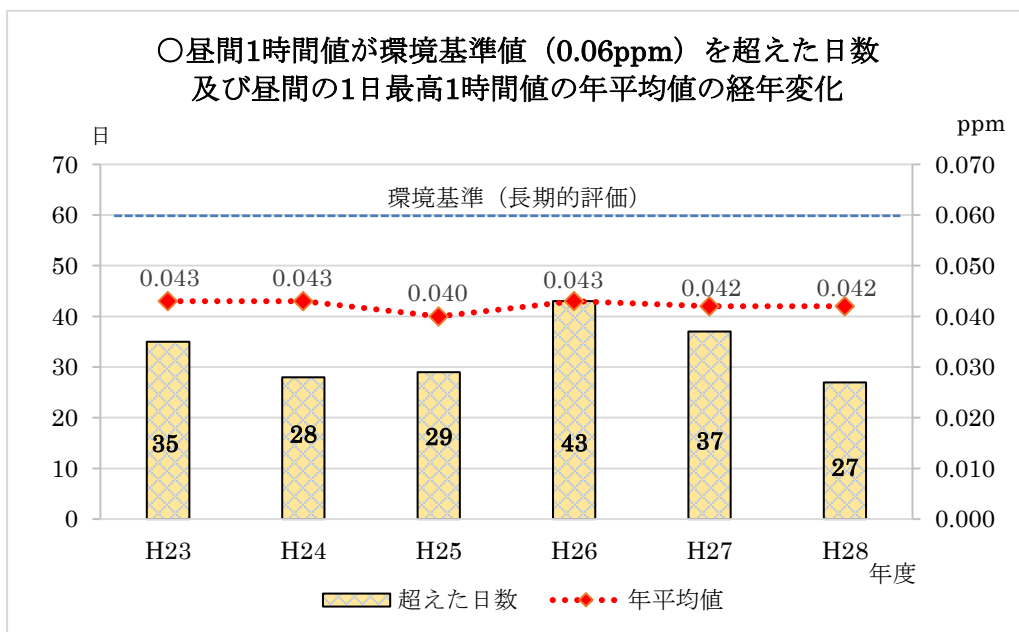
○光化学オキシダント

環境基準が達成されておらず、基準値を超えた日数は27日となりました。
前年度と比較すると基準値を超えた日数は減少しています。
なお、光化学スモッグ注意報^{*}は発令されませんでした。

| 昼間測定日数 | 昼間測定時間 | 《環境基準：評価方法》 | | | | | | |
|--------------|--------|------------------------------------|----|--------------------------|---|-------------|------------------|-------|
| | | 昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。 | | | | | | |
| 昼間の1時間値の年平均値 | | 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数 | | 昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数 | | 昼間の1時間値の最高値 | 昼間の1日最高1時間値の年平均値 | |
| 日 | 時間 | ppm | 日 | 時間 | 日 | 時間 | ppm | ppm |
| 365 | 5431 | 0.032 | 27 | 122 | 0 | 0 | 0.110 | 0.042 |

※光化学スモッグ注意報：オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるときに発令します。

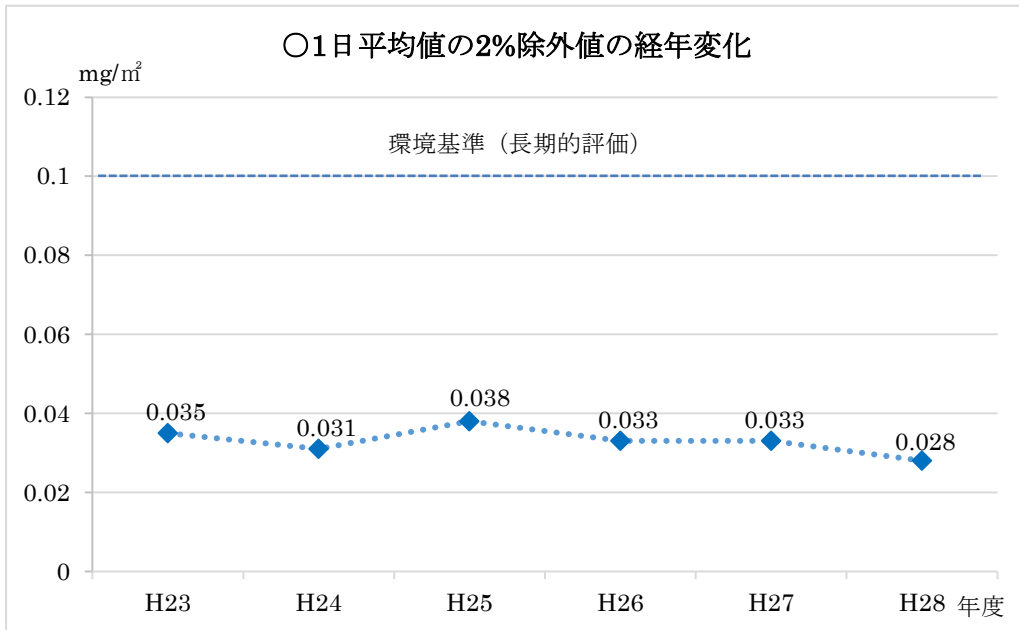
光化学スモッグ予報：オキシダント濃度の1時間値が0.1ppm以上になり、かつ、上昇傾向にあるときに発令します。



○浮遊粒子状物質

環境基準の短期的評価及び長期的評価とも達成しており、長期的評価の基準となる1日平均値の2%除外値でも、横ばいの数値で達成しています。

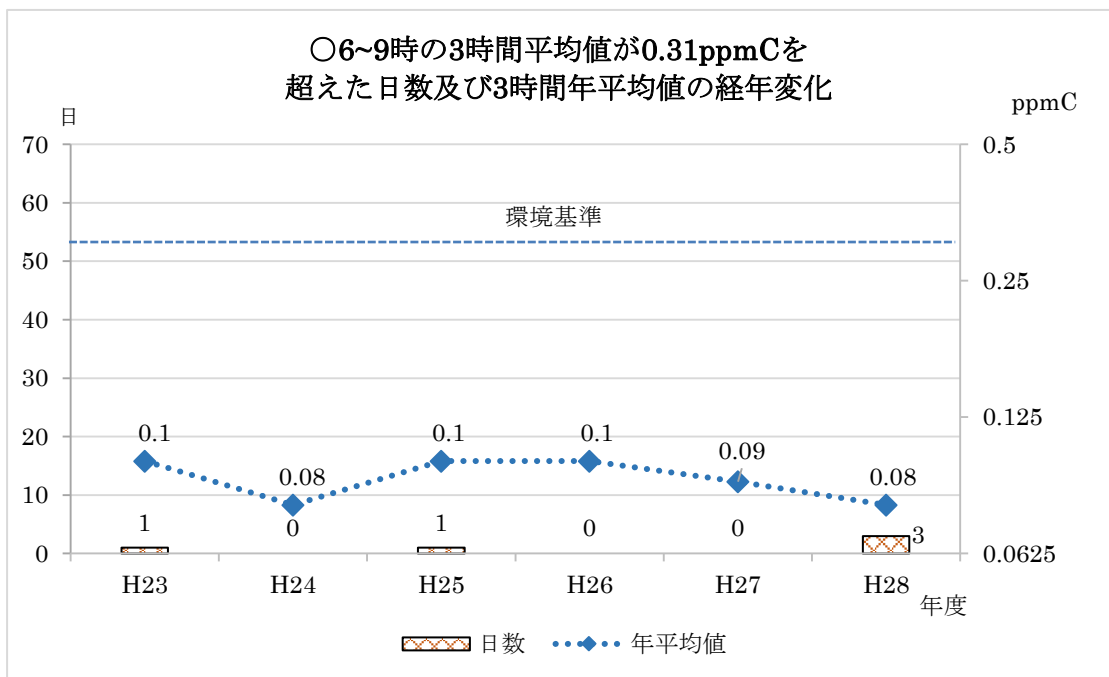
| 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 《環境基準:短期的評価》 | | | | 1時間値の最高値 | 《環境基準:長期的評価》 | | |
|--------|------|-------------------|---|---|---|---|-------------------|-------------------|------|---|
| | | | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | | 1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合 | | | 1日平均値の2%除外値 | | |
| 日 | 時間 | mg/m ³ | 時間 | % | 日 | % | mg/m ³ | mg/m ³ | 有×無○ | 日 |
| 363 | 8716 | 0.009 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.072 | 0.028 | ○ | 0 |



○非メタン炭化水素

指針値を達成しており、日数及び午前6時から9時までの3時間年平均值とも環境基準値を下回っています。

| 測定時間 | 年平均值 | 《環境基準:指針値》 光化学オキシダントの1日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間年平均值は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下にある。 | | | | | | | |
|------|------|---|----------|------------|------|--------------------------------|-----|--------------------------------|-----|
| | | 6～9時における年平均值 | 6～9時測定日数 | 6～9時3時間平均値 | | 6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合 | | 6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合 | |
| | | | | 最高値 | 最低値 | 日 | % | 日 | % |
| 時間 | ppmC | ppmC | 日 | ppmC | ppmC | 日 | % | 日 | % |
| 8647 | 0.08 | 0.08 | 364 | 0.36 | 0.01 | 8 | 2.2 | 3 | 0.8 |



2 水質汚濁

(1) 水質汚濁の概況

水質汚濁とは、公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸海域等）の水の状態が損なわれることをいい、これは、人間及び生態系に害を及ぼすものです。

発生源は、自然現象の一部（火山噴火や地滑り、野生動物の活動等）も含まれますが、生活排水や産業に伴って発生する工業排水、廃棄物など人間が原因であり、その対策が可能なものが多くあります。

本市では、河川の水質汚濁状況を監視するため、定期的に釈迦堂川水系河川の水質調査を実施しています。

平成28年度の調査では、河川における水質汚濁の指標となるBOD(生物学的酸素要求量)※の環境基準を、ほとんどの地点(年平均值)で達成しております。

※BOD(Biochemical Oxygen Demand)：河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的にmg/Lで表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

(2) 河川の水質調査

市内河川及び水路に関しては、水質の保全を図ることを目的に、定期的に監視測定調査を実施しています。

平成 28 年度は、市内河川 15 地点で調査しました。

○水質調査箇所

| No. | 河川名 | 地点名 | No. | 河川名 | 地点名 | No. | 河川名 | 地点名 |
|-----|-----|---------|-----|-----|-------|-----|-----|--------|
| 1 | 稲川 | 釈迦堂川合流前 | 6 | 下の川 | 前田橋 | 11 | 岩根川 | 田中橋地点 |
| 2 | | 石の花橋 | 7 | | 鏡石町境界 | 12 | 塩田川 | 廣表橋地点 |
| 3 | 江花川 | 布川橋 | 8 | 滑川 | 県道滑川橋 | 13 | 小倉川 | 鹿嶋橋地点 |
| 4 | | 富入橋 | 9 | | 崖原橋 | 14 | 取上川 | 関向橋地点 |
| 5 | | 川原橋 | 10 | | 大橋 | 15 | 初瀬川 | 初瀬大橋地点 |



○環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 該当河川 |
|----------|------------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| A | 水道 2 級・水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの | 2mg/L 以下 | 釈迦堂川・稲川・江花川・ 隈戸川・二瀬川・竜田川 |
| B | 水道 3 級・水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの | 3mg/L 以下 | 下の川・滑川・岩根川・塩田川・ 小倉川・取上川・初瀬川 |
| C | 水産 3 級・工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの | 5mg/L 以下 | — |
| D | 工業用水 2 級・農業用水 及び E の欄に掲げるもの | 8mg/L 以下 | — |
| E | 工業用水 3 級・環境保全 | 10mg/L 以下 | — |

※本市では、釈迦堂川の影沼橋を基準に上流が A 類型、下流が B 類型となっています。

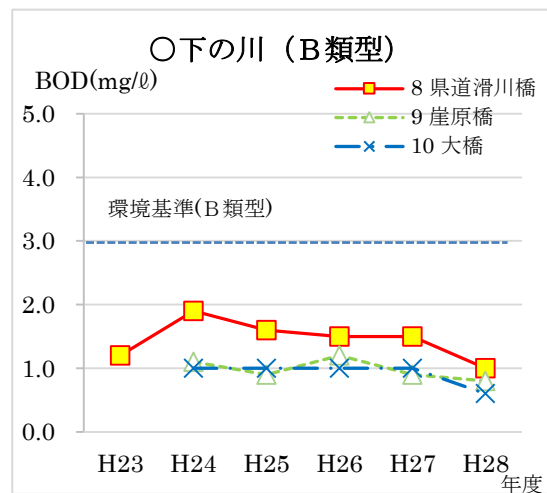
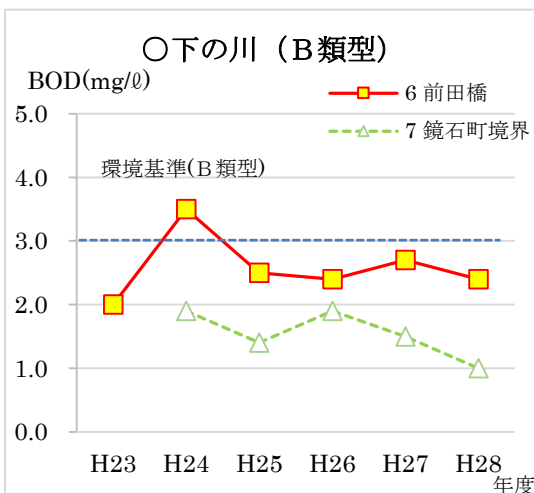
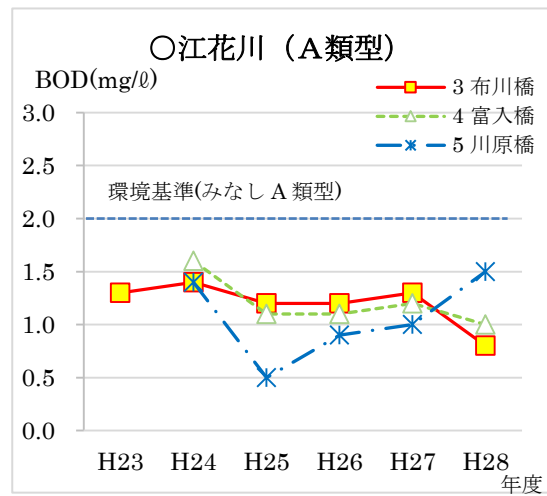
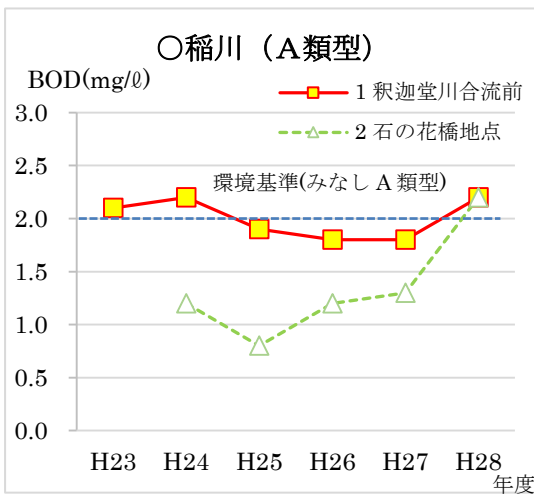
なお、稲川、江花川、隅戸川、二瀬川、竜田川は、みなしで A 類型としています

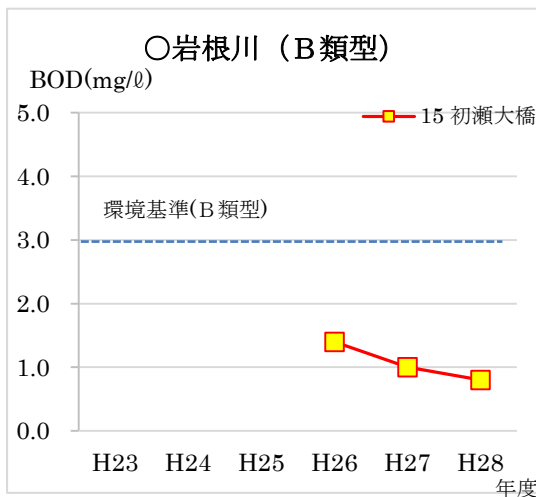
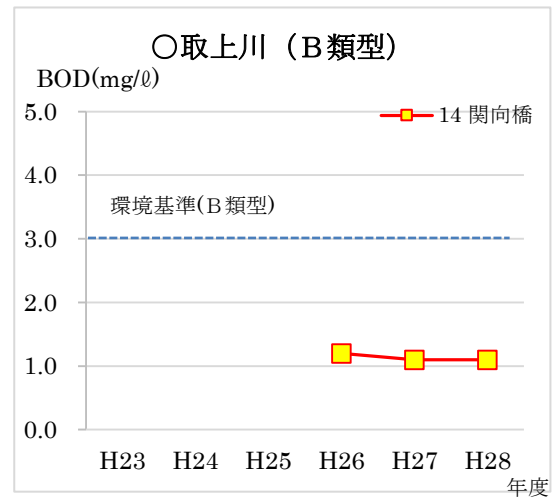
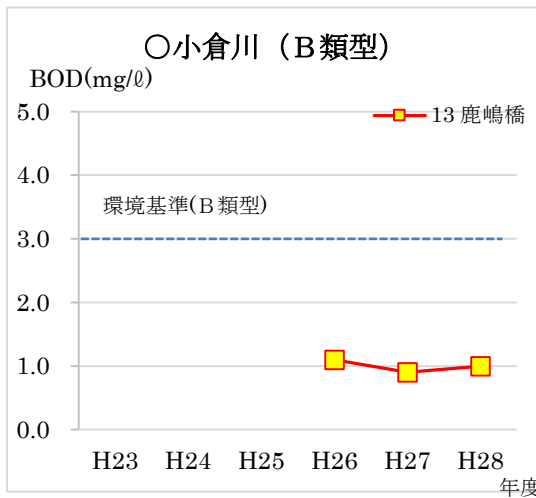
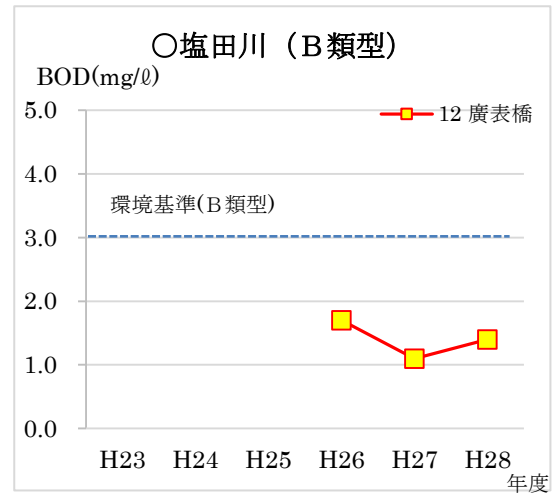
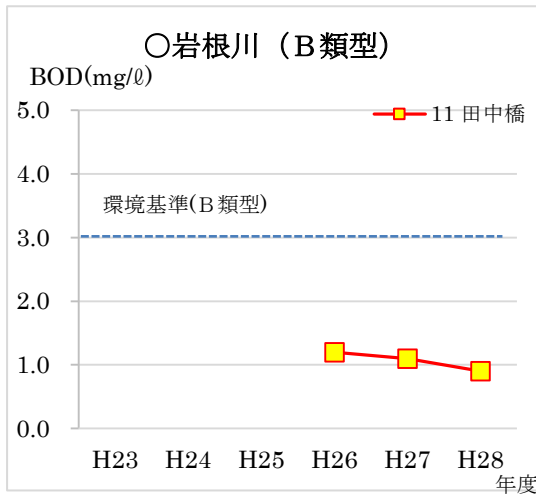
○水質調査結果【各調査地点におけるBOD年平均値の経年変化】

平成 28 年度水質調査の結果、おおむねの地点で基準を達成しており、水質は改善傾向となっております。

| No | 河川名 | 調査地点 | 環境基準 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|----|-----|---------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 稲 川 | 釈迦堂川合流前 | A 類型 2.0 以下 | 2.1 | 2.2 | 1.9 | 1.8 | 1.8 | 2.2 |
| 2 | | 石の花橋 | | - | 1.2 | 0.8 | 1.2 | 1.3 | 2.2 |
| 3 | 江花川 | 布川橋 | | 1.3 | 1.4 | 1.2 | 1.2 | 1.3 | 0.8 |
| 4 | | 富入橋 | | - | 1.6 | 1.1 | 1.1 | 1.2 | 1.0 |
| 5 | | 川原橋 | | - | 1.4 | 0.5 | 0.9 | 1.0 | 1.5 |
| 6 | 下の川 | 前田橋 | B 類型 3.0 以下 | 2.0 | 3.5 | 2.5 | 2.4 | 2.7 | 2.4 |
| 7 | | 鏡石町境界 | | - | 1.9 | 1.4 | 1.9 | 1.5 | 1.0 |
| 8 | 滑 川 | 県道滑川橋 | | 1.2 | 1.9 | 1.6 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| 9 | | 崖原橋 | | - | 1.1 | 0.9 | 1.2 | 0.9 | 0.8 |
| 10 | | 大橋 | | - | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 11 | 岩根川 | 田中橋 | | | | | 1.2 | 1.1 | 0.9 |
| 12 | 塩田川 | 廣表橋 | | | | | 1.7 | 1.1 | 1.4 |
| 13 | 小倉川 | 鹿嶋橋 | | | | | 1.1 | 0.9 | 1.0 |
| 14 | 取上川 | 関向橋 | | | | | 1.2 | 1.1 | 1.1 |
| 15 | 初瀬川 | 初瀬大橋 | | | | | 1.4 | 1.0 | 0.8 |

※No. 11～15 については、平成 26 年度から測定





(3) 湧水の水質調査

市内には良好な自然環境の象徴の一つとして、湧水が点在しており、広く市民に利用されています。それらの多くは慣習的に利用されています。

平成28年度は、6地点を調査しました。

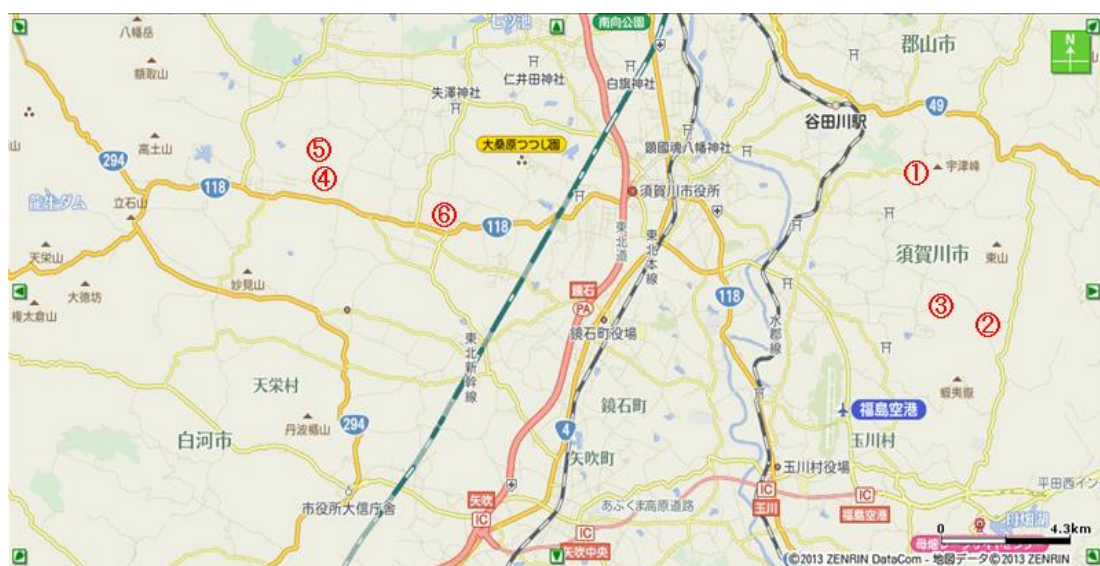
○水質調査箇所

| | 測定箇所 |
|---|-----------------|
| ① | 雲水峯清水 (うつみねしみず) |
| ② | 取上水場 (とりあげみずば) |
| ③ | 羽山の清水 (はやまのしみず) |
| ④ | 薬師清水 (やくししみず) |
| ⑤ | 清八清水 (せいはちしみず) |
| ⑥ | 不動清水 (ふどうしみず) |

○水質調査結果

水質基準 11 項目を調査した結果、全て基準値を下回っています。

| 調査項目 | 基準値 | ①雲水峯清水 | ②取上水場 | ③羽山の清水 | ④薬師清水 | ⑤清八清水 | ⑥不動清水 |
|-------------------|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | H29. 2. 24 | H29. 2. 24 | H29. 2. 24 | H29. 2. 24 | H29. 2. 24 | H29. 2. 24 |
| 一般細菌 | 100 個/mL 以下 | 15 | 0 | 7 | 9 | 0 | 0 |
| 大腸菌 | 検出されないこと | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L 以下 | 1.8 | 0.4 | 1.4 | 0.3 | 0.5 | 0.2 |
| 塩化物イオン | 200mg/L 以下 | 7 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| 有機物等 (TOC) | 3mg/L 以下 | <0.3 | <0.3 | <0.3 | <0.3 | <0.3 | <0.3 |
| p h 値 | 5.8 以上 8.6 以下 | (21℃) 6.5 | (21℃) 7.1 | (21℃) 6.7 | (21℃) 6.6 | (21℃) 6.9 | (21℃) 6.9 |
| 味 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし |
| 臭気 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし |
| 色度 | 5 度以下 | <0.5 | 0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| 濁度 | 2 度以下 | <0.1 | 0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/L 以下 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 |



3 騒音・振動

(1) 騒音・振動の概況

騒音とは、「望ましくない音」の総称であり、その音が騒音かどうかは主観的判断によるものなので、ある人にとっては好ましい音であっても他の人には騒音と感じられることもあります。

また、振動とは人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させるなど、物的被害を引き起こしたり、あるいは、わたしたちの日常生活に影響を与えたりするものをいいます。

騒音・振動とも、発生源は、建設作業、工場、事業場、道路交通等が挙げられます。

本市では、市内の騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、騒音の影響を受ける幹線道路や東北新幹線鉄道の沿線、福島空港へ離着陸する航空機の騒音測定を行っています。

更に、平成 24 年度より、幹線道路における自動車交通騒音の環境基準を達成している戸数及び割合を把握する面的評価も実施しています。

平成 28 年度の調査では、福島空港の航空機騒音で環境基準を達成しましたが、幹線道路や東北新幹線鉄道の沿線の騒音で一部未達成となっています。

(2) 環境騒音調査

本市では、東北新幹線鉄道における通過時の騒音を沿線 1 地点、高速道路の交通騒音を 1 地点、幹線道路の自動車交通騒音を市内 3 地点、福島県では、航空機騒音を福島空港の周辺地域 1 地点で調査しました。

ア 東北新幹線鉄道

○測定方法

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)」に定められている方法に基づき、原則新幹線軌道の中心から 25m、50m、100m の 3 地点で、連続して通過する 20 本の列車に係る通過時の騒音のピークレベルを同時測定し、その上位半数のパワー平均を算出しています。

○環境基準(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)

| 地域の類型 | 該当する地域 | 基準値 |
|-------|---|-----------|
| 1 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び用途地域以外の地域※であって新幹線軌道付近に住居が存在する地域 | 70 デシベル以下 |
| 2 | 沿線地域のうち、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域であって「1」以外の地域 | 75 デシベル以下 |

※トンネル上部、河川敷、工業専用地域については適用しません。

※用途地域以外の地域：市街化調整区域及び都市計画区域外の地域をいいます。

○測定結果

25m、50m、100m の 3 地点とも、前年度と比較するとほぼ横ばいとなっており、25m 地点では依然として環境基準を上回っています。

| 調査地点 | 環境基準 | 軌道中心からの距離 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|----------------------|-------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 滑川字池田地内 (市街化調整区域) | 1 類型 70 デシベル以下 | 25m | 74 | 75 | 71 | 73 |
| | | 50m | 71 | 71 | 69 | 70 |
| | | 100m | 64 | 64 | 61 | 59 |

※調査地区の概要：J R 郡山駅から南約 6km の地区。新幹線の西側は工場及び民家が点在しており、東側には田畑の中に民家が点在している。列車の平均速度は 257km/h。

イ 高速道路

○調査方法

(ア) 高速自動車道に係る騒音等の陳情がある地区において、高速自動車道から最も近い民家の付近及び高速自動車道境界から25mの2地点で同時に測定を行います。

(イ) 交通量の増加等による騒音の影響を経年的に把握するため、定点を定め、高速自動車道境界から25m、50m、100mの3地点で同時に測定を行います。

○測定方法

24時間測定を原則とし、等価騒音レベル、中央値、90%レンジの上端及び下端値を算出します。等価騒音レベルにあつては、1時間ごとの等価騒音レベルを時間帯区分ごとにパワー平均値を算出しています。

○環境基準

(ア) 一般地域（道路に面する地域を除く。）

| 地域の類型 | 該当する地域 | 基準値昼間 | 基準値夜間 |
|-------|---|---------|---------|
| A | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域（専ら住居の用に供される地域） | 55 デシベル | 45 デシベル |
| B | 第1種住居地域、第2種住居地域（主として住居の用に供される地域） | 55 デシベル | 45 デシベル |
| C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域） | 60 デシベル | 50 デシベル |

※昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

(イ) 道路に面する地域

| 地域の区分 | 該当する地域 | 基準値 |
|--|---------|---------|
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| （特例）幹線交通を担う道路に近接する空間 | 70 デシベル | 65 デシベル |

※幹線交通を担う道路：高速自動車道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道

※幹線交通を担う道路に近接する空間：2車線以下は道路端から15m、3車線以上は道路端から20m

○測定結果

測定方法(ア)により、最も近い民家付近6.2m及び高速自動車道境界25mの2地点で、等価騒音レベル(LAeq)と時間率騒音レベル(L50)の測定を実施。LAeqが昼夜とも6.2m地点で環境基準を上回っています。

| 調査地点 | 車道境界からの距離 | 環境基準 | 騒音レベル | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---------------|-----------|---------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 日向町 地内 | 6.2m | 昼間 70 デシベル | LAeq | 71 | 71 | 70 | 71 |
| | | | L50 | 69 | 68 | 67 | 68 |
| | | 夜間 65 デシベル | LAeq | 69 | 68 | 68 | 71 |
| | | | L50 | 65 | 64 | 64 | 67 |
| | 25m | 昼間 65 デシベル | LAeq | 60 | 60 | 60 | 59 |
| | | | L50 | 59 | 59 | 59 | 58 |
| 夜間 60 デシベル | | LAeq | 58 | 59 | 59 | 59 | |
| | | L50 | 56 | 57 | 57 | 57 | |

ウ 自動車交通騒音測定面的評価

○測定・評価方法

(ア) 測定は、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 17 年 6 月 29 日付け環管自発第 050629002 号）の定める方法により、道路近傍騒音（基準点）、背後地騒音の測定地点を選定し、自動車交通騒音に係る基準点測定及び背後地測定、交通量調査及び平均走行速度調査を行います。

(イ) 評価は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ地域評価編（平成 12 年 4 月（環境庁）」に定める方法により、環境省が著作権を有する「面的評価支援システム」を使用し、道路端から 50m の範囲にある全ての住居等について、等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を求めます。

○環境基準

P17 の (イ)道路に面する地域 の基準と同値。

○測定結果

| 路線名 | 調査地点 | 区分 | 環境基準 | H28 |
|-----------|------|----|---------|---------|
| 国道 118 号線 | 花岡地内 | 昼間 | 70 デシベル | 69 デシベル |
| | | 夜間 | 65 デシベル | 65 デシベル |
| 県道郡山矢吹線 | 矢沢地内 | 昼間 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| | | 夜間 | 65 デシベル | 58 デシベル |
| 県道母畑須賀川線 | 和田地内 | 昼間 | 70 デシベル | 64 デシベル |
| | | 夜間 | 65 デシベル | 56 デシベル |

○面的評価結果

評価区間沿線住居の約 94%は、環境基準を達成しています。

道路種類別で見ると、高速自動車国道の沿線で基準値超過が多く見られました。

| 年度 | 評価区間延長 | 昼夜とも環境基準値以下 | | | 昼夜とも環境基準値以下 (道路種類別) | | | |
|-----|------------------|-------------|----------|-----------|------------------------|-------|-------|-------|
| | | 全体 | (うち近接空間) | (うち非近接空間) | 高速自動車国道 | 一般国道 | 県道 | 4車線市道 |
| H28 | 75 区間 187.7km | 93.6% | 94.8% | 92.6% | 15.6% | 88.0% | 98.1% | 99.5% |

エ 福島空港航空機

○測定方法

「航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)」に基づき、自動測定装置を用いて、各季連続 7 日間の騒音測定を行い、1 日ごとの WECPNL 値を求め、パワー平均値を算出していましたが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、平成 25 年 4 月 1 日から新たな評価指標である時間帯補正等価騒音レベル(Lden)に変更されました。

1 日ごとの Lden 値を求め、パワー平均値を算出しています。

○騒音に係る環境基準(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)

| 地域の類型 | 当てはめる地域 | 該当地域 | 基準値 |
|-------|--------------------------|---------------------|-----------|
| 1 | 専ら住居の用に供される地域 | 未指定 | 57 デシベル以下 |
| 2 | 「1」以外の地域のうち生活環境の保全が必要な地域 | 須賀川市、石川町及び玉川村の一部の地域 | 62 デシベル以下 |

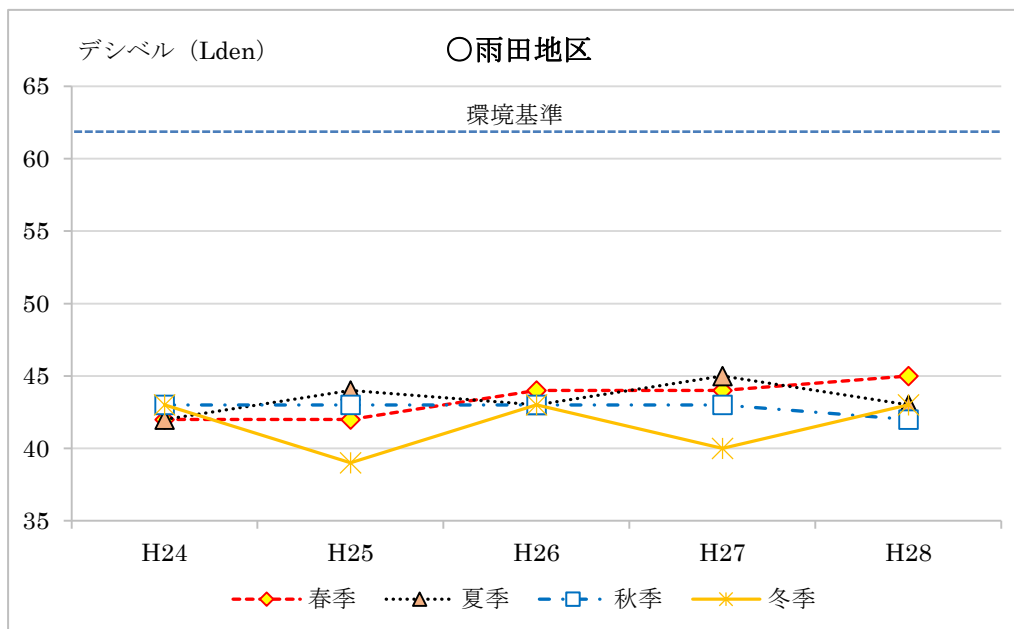
※福島空港敷地、福島空港公園及び河川区域は除きます。

○測定結果 (福島空港事務所)

各期とも環境基準を達成しています。

| 調査地点 | 環境基準 | 測定時期 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 単純平均値 |
|------|---------------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 雨田地区 | 2 類型 Lden 62 デシベル以下 | 春 季 | 42 | 42 | 44 | 44 | 45 | 43 |
| | | 夏 季 | 42 | 44 | 43 | 45 | 43 | 43 |
| | | 秋 季 | 43 | 43 | 43 | 43 | 42 | 43 |
| | | 冬 季 | 43 | 39 | 43 | 40 | 43 | 42 |

※調査地点の概要：滑走路北側延長線方向



(3) 法令に基づく届出状況

騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全に関する条例により、騒音、振動発生施設の設置、変更又は廃止等をする場合、また、騒音、振動を発生する建設作業等を行う場合は、届出が義務付けられています。

平成 28 年度末現在の届出状況は次のとおりです。

ア 騒音規制法に基づく特定施設について

○届出が必要な特定建設（騒音規制法施行令別表第 1）

| 番号 | 施設名 | |
|----|---|---|
| 1 | 金属加工 機械 | イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限定。) |
| | | ロ 製管機械 |
| | | ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限定。) |
| | | ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) |
| | | ホ 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限定。) |
| | | ヘ せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限定。) |
| | | ト 鍛造機 |
| | | チ ワイヤフォーミングマシン |
| | | リ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) |
| | | ヌ タンブラー |
| | | ル 切断機(といしを用いるものに限定。) |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限定。) | |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限定。) | |
| 4 | 織機(原動機を用いるものに限定。) | |
| 5 | 建設用資材 製造機械 | イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限定。) |
| | | ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限定。) |
| 6 | 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限定。) | |
| 7 | 木材加工 機械 | イ ドラムパーカー |
| | | ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限定。) |
| | | ハ 碎木機 |
| | | ニ 帯のご盤(製材用のものであっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものであっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限定。) |
| | | ホ 丸のご盤(製材用のものであっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものであっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限定。) |
| | | ヘ かんな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限定。) |
| 8 | 抄紙機 | |
| 9 | 印刷機械(原動機を用いるものに限定。) | |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機 | |
| 11 | 鋳造型機(ジョルト式のものに限定。) | |

○規制地域及び規制基準(平成 24 年須賀川市告示第 50 号)

| 区域の区分 | | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
|---------|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 | 50 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| 第 2 種区域 | 第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 | 55 デシベル以下 | 50 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| 第 3 種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |
| 第 4 種区域 | 工業地域(工業専用地域除く) | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |

※昼間：7 時～19 時、朝：6 時～7 時・夕：19 時～22 時、夜間：22 時～6 時

※学校、保育所、病院・診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50 m 以内の区域では、上表の数値から 5 デシベルを減じた値となります。(第 1 種区域を除きます。)

○届出状況

平成 28 年度は 1 事業者から届出がありました。累計で 77 事業所、575 施設となっています。

| 番号 | 施設名 | 施設数 | うち平成 28 年度届出 |
|--------|---------------------------|-----|--------------|
| 1 | 金属加工機械 | 151 | 0 |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機 | 202 | 0 |
| 3 | 土石用又は鉋物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 8 | 1 |
| 4 | 織機 | 12 | 0 |
| 5 | 建設用資材製造機械 | 7 | 0 |
| 6 | 穀物用製粉機 | 0 | 0 |
| 7 | 木材加工機械 | 166 | 0 |
| 8 | 抄紙機 | 0 | 0 |
| 9 | 印刷機械 | 27 | 0 |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機 | 2 | 0 |
| 11 | 鋳造型機 | 0 | 0 |
| 施設合計 | | 575 | 1 |
| 届出事業者数 | | 77 | 1 |

イ 騒音規制法に基づく特定建設作業について

○届出が必要な特定建設作業(騒音規制法施行令別表第 2)

| 番号 | 作業の種類 |
|----|--|
| 1 | くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) |
| 2 | びょう打機を使用する作業 |
| 3 | さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。) |
| 4 | 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) |
| 5 | コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) |

| 番号 | 作業の種類 |
|----|--|
| 6 | バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 |
| 7 | トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 |
| 8 | ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 |

○規制地域及び規制基準(平成24年須賀川市告示第50号)

| 区域の区分 | | 敷地境界基準 | 作業時間 | 作業期間 |
|-------|---|----------|-----------------------------|-------------|
| 第1号区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、又は工業地域のうち学校・病院等の周辺おおむね80m以内の地域 | 85デシベル以下 | 7時～19時の時間内であって1日10時間を超えないこと | 連続6日を超えないこと |
| 第2号区域 | 工業地域のうち学校・病院等の周辺おおむね80m以内を除く地域(「第1号区域」以外の地域) | 85デシベル以下 | 6時～22時の時間内であって1日14時間を超えないこと | 連続6日を超えないこと |

※日曜日、祝日については、作業を行いません。

※基準を上回る騒音を発生している場合、改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策の外に、1日あたりの作業時間を4時間までの範囲で短縮させることがあります。

※開始した日に作業が完了する場合、又は災害その他非常事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合などは適用しません。

○届出状況

平成28年度は、14件の届出がありました。

| 番号 | 作業の種類 | 届出件数 |
|----|--------------------------------|------|
| 1 | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | 5 |
| 2 | びょう打機を使用する作業 | 0 |
| 3 | さく岩機を使用する作業 | 7 |
| 4 | 空気圧縮機を使用する作業 | 1 |
| 5 | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | 0 |
| 6 | バックホウを使用する作業 | 1 |
| 7 | トラクターショベルを使用する作業 | 0 |
| 8 | ブルドーザーを使用する作業 | 0 |

ウ 振動規制法に基づく特定施設について

○届出が必要な特定建設(振動規制法施行令別表第1)

| 番号 | 施設名 | |
|----|--------|--|
| 1 | 金属加工機械 | イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) |
| | | ロ 機械プレス |
| | | ハ せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) |
| | | ニ 鍛造機 |
| | | ホ ワイヤフォーマリングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。) |

| 番号 | 施設名 | |
|----|--|-------------------------------------|
| 2 | 圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) | |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) | |
| 4 | 織機(原動機を用いるものに限る。) | |
| 5 | コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。) | |
| 6 | 木材加工 | イ ドラムパーカー |
| | 機械 | ロ チッパー (原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。) |
| 7 | 印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。) | |
| 8 | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。) | |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 | |
| 10 | 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。) | |

○規制地域及び規制基準(平成24年須賀川市告示第51号)

| 区域の区分 | | 昼間 | 夜間 |
|-------|--|---------------|---------------|
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 | 60 デシベル 以下 | 55 デシベル 以下 |
| 第2種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域(工業専用地域除く) | 65 デシベル 以下 | 60 デシベル 以下 |

※昼間：7時～19時、夜間：19時～7時

※振動レベルの測定場所は、原則として振動特定工場等の敷地境界線上です。

※学校、保育所、病院・診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では、上表の数値から5デシベルを減じた値となります。

※「福島県振動防止対策指針」では、第2種区域の基準に「工業専用地域」及び「用途地域以外の地域」も加え規制しています。(届出は不要です。)

○届出状況

平成28年度は1事業者から届出がありました。累計で52事業所、285施設となっています。

| 番号 | 施設名 | 施設数 | うち平成28年度届出 |
|--------|--|-----|------------|
| 1 | 金属加工機械 | 134 | 0 |
| 2 | 圧縮機 | 98 | 0 |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 10 | 1 |
| 4 | 織機 | 12 | 0 |
| 5 | コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 | 2 | 0 |
| 6 | 木材加工機械 | 0 | 0 |
| 7 | 印刷機械 | 27 | 0 |
| 8 | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 | 0 | 0 |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 | 2 | 0 |
| 10 | 鋳型造型機 | 0 | 0 |
| 施設合計 | | 285 | 1 |
| 届出事業者数 | | 52 | 1 |

エ 振動規制法に基づく特定建設作業について

○届出が必要な特定建設作業(振動規制法施行令別表第2)

| 番号 | 作業の種類 |
|----|---|
| 1 | くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 |
| 2 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |
| 3 | 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) |
| 4 | ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) |

○規制地域及び規制基準(平成24年須賀川市告示第50号)

| 区域の区分 | | 敷地境界基準 | 作業時間 | 作業期間 |
|-------|---|----------|-----------------------------|-------------|
| 第1号区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、又は工業地域のうち学校・病院等の周辺おおむね80m以内の地域 | 75デシベル以下 | 7時～19時の時間内であつて1日10時間を超えないこと | 連続6日を超えないこと |
| 第2号区域 | 工業地域のうち学校・病院等の周辺おおむね80m以内を除く地域(「第1号区域」以外の地域) | 75デシベル以下 | 6時～22時の時間内であつて1日14時間を超えないこと | 連続6日を超えないこと |

※日曜日、祝日については、作業を行いません。

※基準を上回る騒音を発生している場合、改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策の外に、1日あたりの作業時間を4時間までの範囲で短縮させることがあります。

※開始した日に作業が完了する場合、又は、災害その他非常事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合などは適用しません。

※「福島県振動防止対策指針」では、第1号区域の敷地境界基準・作業時間・作業期間の内容で、「学校・病院等の周辺おおむね80m以内の地域」のみを規制しています。(届出は不要です。)

○届出状況

平成28年度は、11件の届出がありました。

| 番号 | 特定建設作業の種類 | 届出件数 |
|----|---------------------------|------|
| 1 | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | 6 |
| 2 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | 0 |
| 3 | 舗装版破砕機を使用する作業 | 0 |
| 4 | ブレーカーを使用する作業 | 5 |

オ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設について

○届出が必要な騒音指定建設

(福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7)

| 番号 | 施設名 |
|------|---|
| 1～12 | 騒音規制法に規定する特定施設と同じ。ただし、騒音規制法の特定施設のうち、「3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機」は、県条例では「3 土石用又は鉱物用の破砕機及び摩砕機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)」及び「4 土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)」に対象が一部拡大している。 |
| 13 | ガソリンエンジン(定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) |
| 14 | ディーゼルエンジン(定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) |
| 15 | 冷凍機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) |

○規制地域及び規制基準(平成12年福島県規則第118号)

| 区域の区分 | | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
|--|---------------------|----------|----------|----------|
| 第1～4種区域は、騒音規制法に規定する地域及び基準とほぼ同じく、騒音規制法の適用となります。よって、騒音規制法の規制を受ける騒音特定施設は、二重規制を避けるため県条例の規制対象とはなりません。 | | | | |
| 第3種区域 | 市街化調整区域、都市計画区域外(追加) | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 | 50デシベル以下 |
| 第5種区域 | 工業専用地域 | 75デシベル以下 | 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

※昼間：7時～19時、朝：6時～7時・夕：19時～22時、夜間：22時～6時

※学校、保育所、病院・診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では、上表の数値から5デシベルを減じた値となります。(第1種区域を除きます。)

※工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における規制基準は、当該工場等の敷地に係る区域の区分に応じた値と当該隣地に係る区域の区分に応じた値との合計を2分の1した値とします。

○届出状況

平成28年度は、3事業者から届出がありました。累計で155事業所、693施設となっています。

| 番号 | 施設名 | 施設数 | うち平成28年度届出 |
|--------|---------------------------------------|-----|------------|
| 1 | 金属加工機械 | 153 | 0 |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機 | 356 | 24 |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破砕機及び摩砕機 | 9 | 0 |
| 4 | 土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機 | 5 | 0 |
| 5 | 織機 | 0 | 0 |
| 6 | 建設用資材製造機械 | 5 | 0 |
| 7 | 穀物用製粉機 | 0 | 0 |
| 8 | 木材加工機械 | 35 | 0 |
| 9 | 抄紙機 | 0 | 0 |
| 10 | 印刷機械 | 22 | 0 |
| 11 | 合成樹脂用射出成形機 | 35 | 0 |
| 12 | 鋳型造型機 | 0 | 0 |
| 13 | ガソリンエンジン | 0 | 0 |
| 14 | ディーゼルエンジン | 18 | 2 |
| 15 | 冷凍機 | 55 | 0 |
| 施設合計 | | 693 | 26 |
| 届出事業者数 | | 155 | 3 |

カ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定建設作業について

○届出が必要な騒音特定建設作業

(福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第8)

| 番号 | 作業の種類 |
|-----|----------------------|
| 1~8 | 騒音規制法に規定する特定建設作業と同じ。 |

○規制地域及び規制基準(平成12年福島県規則第118号)

規制地域は、騒音規制法において規制地域に指定されていない「工業専用地域」、「用途地域以外(市街化調整区域、都市計画区域外)」の地域を含む市内全域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80m以内の地域となります。

| 区域の区分 | 敷地境界基準 | 作業時間 | 作業期間 |
|---------------------|----------|---------------------------------|-------------|
| 学校、病院等の 周囲80mの地域 | 85デシベル以下 | 7時~19時の時間内であって 1日10時間を超えないこと | 連続6日を超えないこと |

※日曜日、祝日については、作業を行えません。

※開始した日に作業が完了する場合、又は、災害その他非常事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合などは適用しません。

○届出状況

平成28年度は、4件の届出がありました。

| 番号 | 指定建設作業の種類 | 届出件数 |
|----|--------------------------------|------|
| 1 | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | 0 |
| 2 | びょう打機を使用する作業 | 0 |
| 3 | さく岩機を使用する作業 | 2 |
| 4 | 空気圧縮機を使用する作業 | 2 |
| 5 | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | 0 |
| 6 | バックホウを使用する作業 | 0 |
| 7 | トラクターショベルを使用する作業 | 0 |
| 8 | ブルドーザーを使用する作業 | 0 |

4 悪臭

(1) 悪臭の概況

悪臭とは、一般的ににおいのうちで人間に不快感を与えるものをいい、騒音、振動同様に主観的判断によるもので、個人差も激しいため、一様に定義することは極めて困難です。発生源は事業場、化学工場、畜産業等が挙げられます。

平成 28 年度は、規制基準を超過した事業所等の報告はありませんでした。

(2) 悪臭調査

悪臭防止法に基づいて、アンモニアやトルエン等の 22 種類の特定悪臭物質が大気中にどの程度含まれるかという濃度規制が示されています。また、その他の地域では福島県悪臭防止対策指針に基づき、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した倍数を対数で表示した臭気指数により規制されています。

ア 悪臭防止法

○規制地域(平成 24 年須賀川市告示第 52 号)

| 区域の区分 | 規制地域 |
|-------|--|
| A 区域 | 1 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域 2 工業地域のうち、下宿前、境免、崩免、上人坦、中宿、柳山（187 番に限る。）の区域 |
| B 区域 | 1 商業地域、準工業地域 2 滑川の区域のうち、字西山（9 番の 2、9 番の 3、11 番、12 番の 1、13 番、14 番の 1 から 14 番の 3 まで、15 番、16 番の 1 から 16 番の 3 まで、17 番の 1 から 17 番の 8 まで、18 番の 1 から 18 番の 10 まで、19 番、20 番の 1 から 20 番の 5 まで、21 番、22 番の 1、23 番、24 番、25 番の 1、25 番の 2、26 番の 1、26 番の 2、28 番、29 番、30 番の 1 から 30 番の 3 まで、31 番の 1 から 31 番の 4 まで、32 番の 1、32 番の 5、32 番の 7 から 32 番の 17 まで、32 番の 19、32 番の 20、32 番の 22 から 32 番の 25 まで、33 番の 1、33 番の 3、33 番の 4、34 番の 1、34 番の 2 に限る。）の区域 |
| C 区域 | 1 工業地域（A 区域の 2 に掲げる区域を除く。）、工業専用地域 2 五月雨の区域 |

○規制基準(平成 24 年須賀川市告示第 52 号) (単位：ppm)

| 物質の種類 | 敷地境界 | | | 排出口 | 排水水 | においの質 | 主な発生源 |
|-----------|-------|-------|------|-----|-----|---------------|------------------|
| | A 区域 | B 区域 | C 区域 | | | | |
| アンモニア | 1 | 2 | 5 | ○ | | し尿のような臭い | 畜産事業場、化製場、し尿処理場等 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | 0.004 | 0.01 | | ○ | 腐った玉葱のような臭い | パルプ製造工業、し尿処理場等 |
| 硫化水素 | 0.02 | 0.06 | 0.2 | ○ | ○ | 腐った卵のような臭い | 畜産事業場、し尿処理場等 |
| 硫化メチル | 0.01 | 0.05 | 0.2 | | ○ | 腐ったキャベツのような臭い | パルプ製造工業、し尿処理場等 |
| 二硫化メチル | 0.009 | 0.03 | 0.1 | | ○ | 腐ったキャベツのような臭い | パルプ製造工業、し尿処理場等 |
| トリメチルアミン | 0.005 | 0.02 | 0.07 | ○ | | 腐った魚のような臭い | 畜産事業所、水産缶詰製造工業等 |

| 区域の区分 物質の種類 | 敷地境界 | | | 排出口 | 排水 | においの質 | 主な発生源 |
|----------------|--------|-------|-------|-----|----|------------------|-------------------|
| | A区域 | B区域 | C区域 | | | | |
| アセトアルデヒド | 0.05 | 0.1 | 0.5 | | | 刺激的な青くさい臭い | 化学工場、タバコ製造工場等 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | 0.1 | 0.5 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付塗装工程を有する事業場等 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | 0.03 | 0.08 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付塗装工程を有する事業場等 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | 0.07 | 0.2 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付塗装工程を有する事業場等 |
| ノルマルバレールアルデヒド | 0.009 | 0.02 | 0.05 | ○ | | むせるような甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付塗装工程を有する事業場等 |
| イソバレールアルデヒド | 0.003 | 0.006 | 0.01 | ○ | | むせるような甘酸っぱい焦げた臭い | 焼付塗装工程を有する事業場等 |
| イソブタノール | 0.9 | 4 | 20 | ○ | | 刺激的な発酵した臭い | 塗装工程を有する事業場等 |
| 酢酸エチル | 3 | 7 | 20 | ○ | | 刺激的なシンナーのような臭い | 塗装又は印刷工程を有する事業場等 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | 3 | 6 | ○ | | 刺激的なシンナーのような臭い | 塗装又は印刷工程を有する事業場等 |
| トルエン | 10 | 30 | 60 | ○ | | ガソリンのような臭い | 塗装又は印刷工程を有する事業場等 |
| スチレン | 0.4 | 0.8 | 2 | | | 都市ガスのような臭い | 化学工場、FRP製品製造工場等 |
| キシレン | 1 | 2 | 5 | ○ | | ガソリンのような臭い | 塗装又は印刷工程を有する事業場等 |
| プロピオン酸 | 0.03 | 0.07 | 0.2 | | | 刺激的な酸っぱい臭い | 脂肪酸製造工場、染色工場等 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 | 0.002 | 0.006 | | | 汗くさい臭い | 畜産事業場、化製場、でんぷん工場等 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | 0.002 | 0.004 | | | 蒸れた靴下の臭い | 畜産事業場、化製場、でんぷん工場等 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | 0.004 | 0.01 | | | 蒸れた靴下の臭い | 畜産事業場、化製場、でんぷん工場等 |

※排出口における規制基準の算出方法

○規制対象となる特定悪臭物質:アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q:悪臭物質の流量(Nm³/時) H_e:補正された排出口の高さ(m) C_m:敷地境界における規制基準値(ppm)

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795 \sqrt{(Q \cdot V)}) \div (1 + (2.58 \div V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \{2.301 \log J + (1 \div J) - 1\}$$

$$J = (1 \div \sqrt{(Q \cdot V)}) \times \{1460 - 296 \times (V \div (T - 288))\} + 1$$

H_e:補正された排出口の高さ(m) H_o:排出口の実高さ(m)

Q:温度15℃における排出ガスの流量(m³/秒) V:排出ガスの排出速度(m/秒) T:排ガスの温度(°K)

※排水水における規制基準の算出方法

○規制対象となる特定悪臭物質：メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル

$$C L m = k \times C m$$

C L m：排水水中の濃度 (mg/l) C m：敷地境界における規制基準値 (ppm)

k：悪臭物質の種類及び排出水量ごとに掲げる値 (mg/l)

| 特定悪臭物質の種類 | 事業場から敷地外に排出される排出水量 | k |
|-----------|---|------|
| メチルメルカプタン | 0.001 m ³ /秒以下の場合 | 16 |
| | 0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合 | 3.4 |
| | 0.1 m ³ /秒を超える場合 | 0.71 |
| 硫化水素 | 0.001 m ³ /秒を超える場合 | 5.6 |
| | 0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合 | 1.2 |
| | 0.1 m ³ /秒を超える場合 | 0.26 |
| 硫化メチル | 0.001 m ³ /秒以下の場合 | 32 |
| | 0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合 | 6.9 |
| | 0.1 m ³ /秒を超える場合 | 1.4 |
| 二硫化メチル | 0.001 m ³ /秒以下の場合 | 63 |
| | 0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合 | 14 |
| | 0.1 m ³ /秒を超える場合 | 2.9 |

イ 福島県悪臭防止対策指針

○規制地域及び規制基準(単位：臭気指数)

| 区域の区分 | 規制地域 | 工場等の敷地の境界線の地表における基準 | 工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準 | | |
|-------|---|---------------------|----------------------------|---------------------|--------------|
| | | | 地上 5m 以上 30m 未満の高さ | 地上 30m 以上 50m 未満の高さ | 地上 50m 以上の高さ |
| 第1種区域 | 悪臭防止法で規制する「A区域」、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域 | 10 | 28 | 30 | 33 |
| 第2種区域 | 悪臭防止法で規制する「B区域」、商業地域、準工業地域、用途地域以外の地域 | 15 | 33 | 35 | 38 |
| 第3種区域 | 悪臭防止法で規制する「C区域」、工業地域、工業専用地域 | 18 | 36 | 38 | 41 |

※この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とします。

※臭気指数の算出方法

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

| 薄めかた | 臭気濃度 | 臭気指数 |
|-------------------|------|------|
| 10倍に薄めるとにおいを感しない | 10 | 10 |
| 30倍に薄めるとにおいを感しない | 30 | 15 |
| 100倍に薄めるとにおいを感しない | 100 | 20 |

※においの強さは、「六段階臭気強度表示法」により次のように数値化されており、敷地境界線上の規制基準は、この臭気強度の「2.5～3.5」の範囲で定められていますが、臭気指数ではおおよそ下記の範囲(参考)となります。

| 臭気強度 | 判定の目安 | 臭気指数 |
|------|--------------------|-------|
| 0 | 無臭 | - |
| 1 | やっと感知できるにおい | - |
| 2 | 何のにおいであるかがわかる弱いにおい | - |
| 2.5 | (2と3の間) | 10~15 |
| 3 | 楽に感知できるにおい | 12~18 |
| 3.5 | (3と4の間) | 14~21 |
| 4 | 強いにおい | - |
| 5 | 強烈なにおい | - |

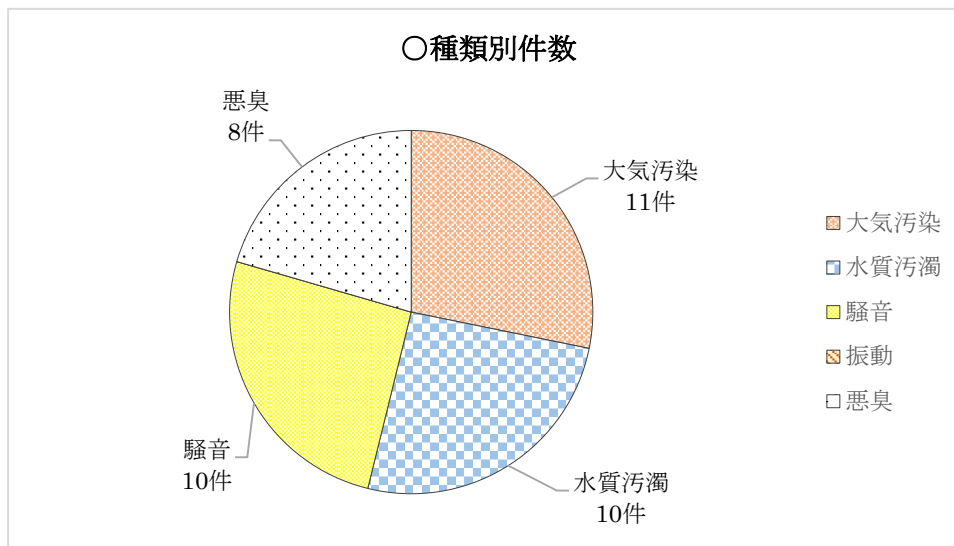
5 公害苦情

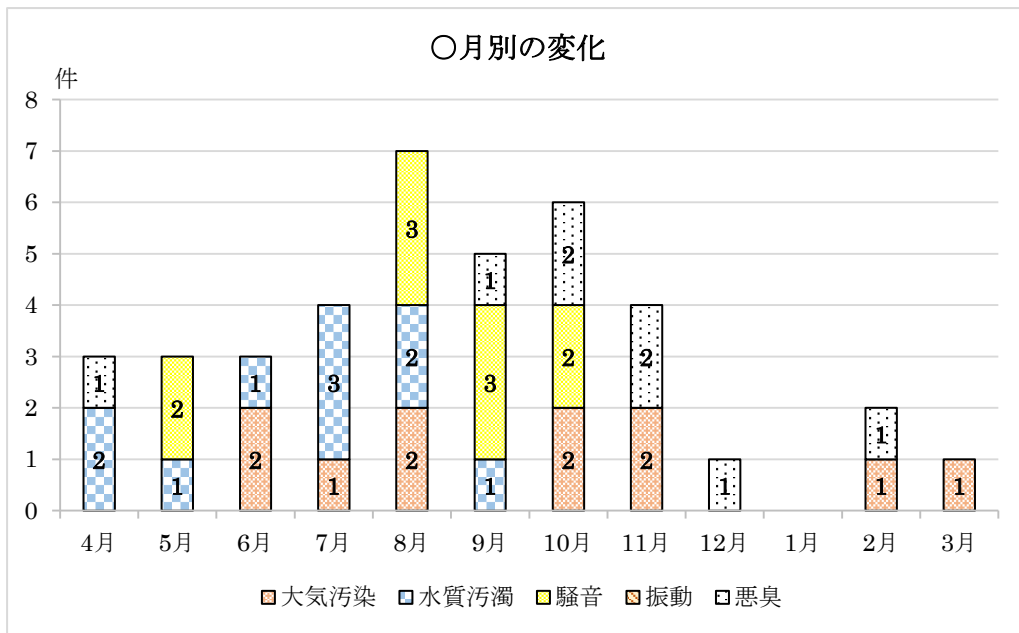
(1) 公害苦情の現況

平成 28 年度における典型 7 公害*の苦情申立件数は、通年で 39 件、種類別の内訳は、大気汚染が 11 件、水質汚濁が 10 件、騒音が 10 件、悪臭が 8 件となり、前年度と比較すると 2 件の増加となります。

苦情件数の月別では、通年で悪臭や大気汚染に関する苦情が多く、騒音に関しては窓を開ける機会が多い春・秋に多い傾向があります。用途地域別では、都市計画区域以外の地域で多く寄せられています。

※典型 7 公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭。

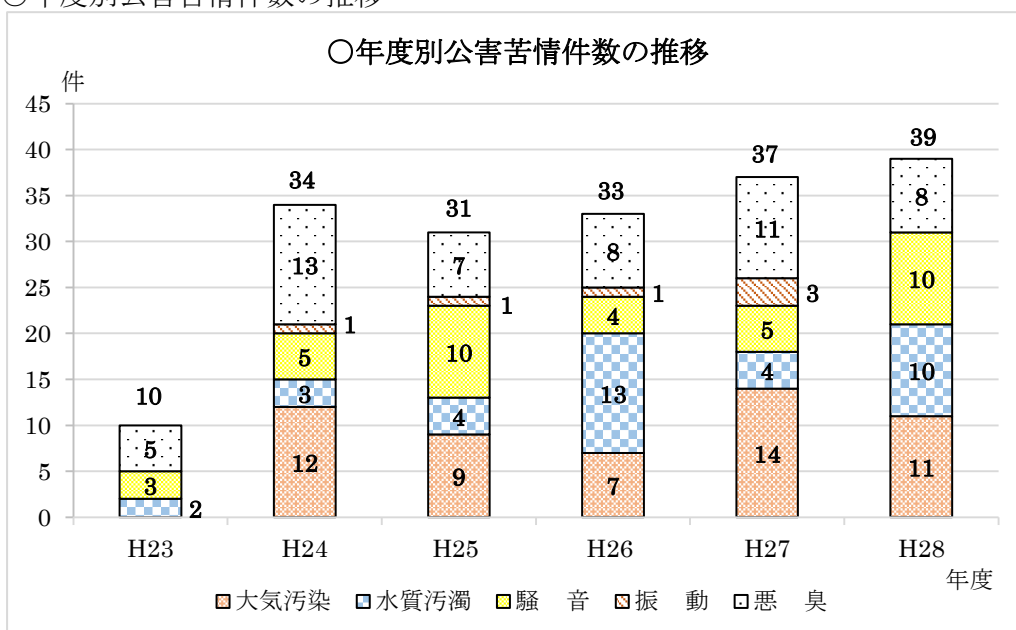




○用途地域別内訳

| 用途地域 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 計 |
|--------------|------|------|----|----|----|----|
| 第1種低層住居専用地域 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 第2種低層住居専用地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第1種中高層住居専用地域 | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 5 |
| 第1種住居地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第2種住居地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 近隣商業地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商業地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 準工業地域 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 工業地域 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| 工業専用地域 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| 都市計画区域以外の地域 | 3 | 5 | 6 | 0 | 5 | 19 |
| 計 | 11 | 10 | 10 | 0 | 8 | 39 |

○年度別公害苦情件数の推移



6 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策の概況

地球温暖化とは、大気中に二酸化炭素等の温室効果ガスが増えることで地球の温室効果が進み、気温が上昇することをいい、主な原因は、人間活動による温室効果ガスの増加であることがほぼ確実と考えられています。

本市では、地球温暖化対策として、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の排出を抑制するための計画を定めるとともに、市民、事業者及び行政の協働により、地域内資源循環型社会のモデル事業である「菜の花プロジェクト」などの環境にやさしい取組を実践しています。

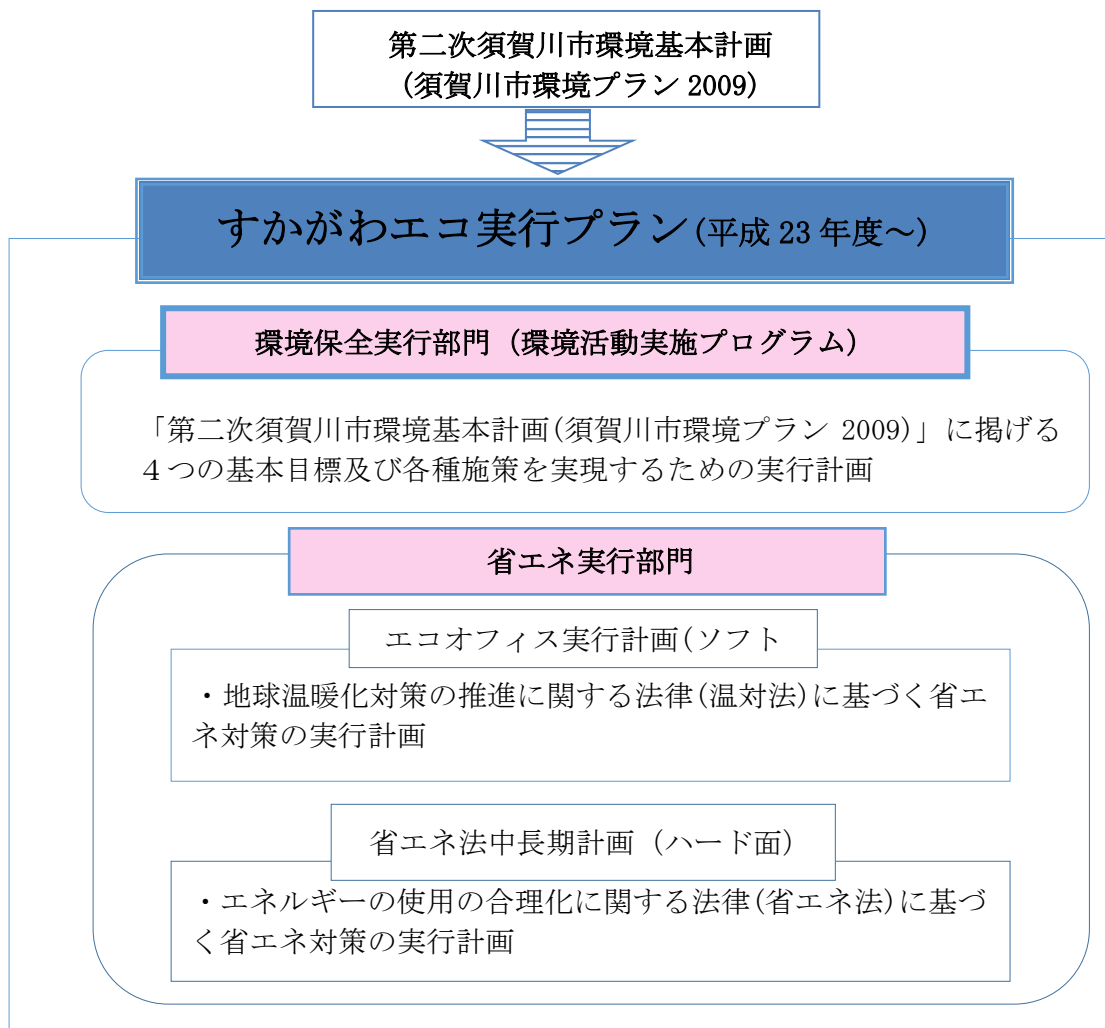
(2) 環境にやさしい取組

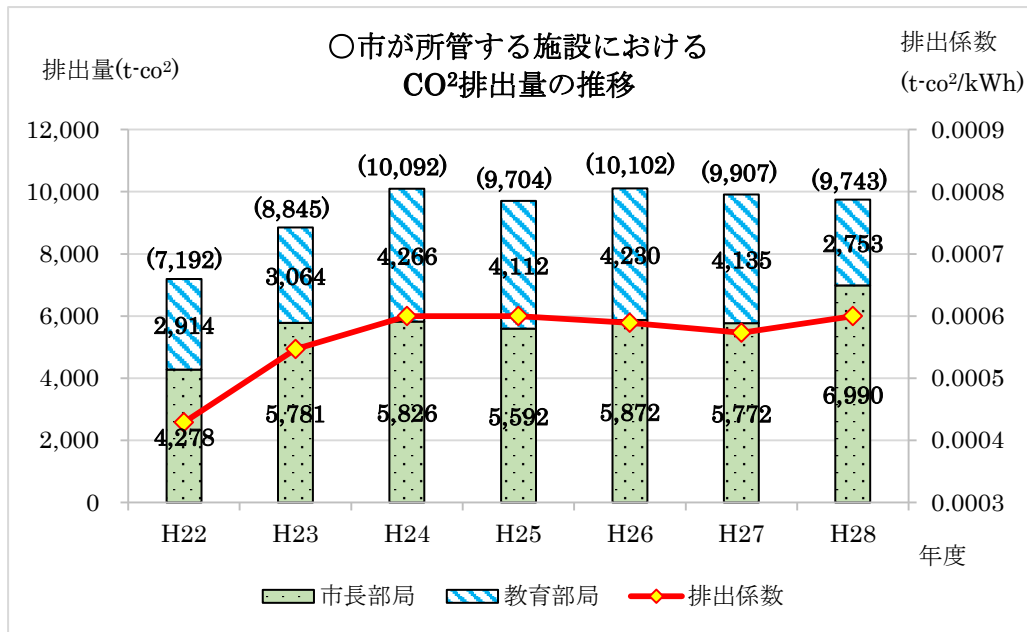
ア すかがわエコ実行プラン

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づき、市が行う事務及び事業を対象とし、環境の保全等に関する施策を計画的に実施するため、温室効果ガスやエネルギー使用量の数値目標を設定(見える化)するなど、市独自の規格による実効性の高い、より効率的な新たなシステムを構築しています。

○計画の構成

「環境保全実行部門(環境活動実施プログラム)」及び「省エネ実行部門」に大別されます。更に、「省エネ実行部門」は、ソフト面である「エコオフィス実行計画」及びハード面である「省エネ法中長期計画」から構成します。





イ 「須賀川市菜の花プロジェクト」

本市では、平成 19 年度から市の重点事業の一つとして、「須賀川市菜の花プロジェクト」を推進しています。

本プロジェクトは、市民、事業者及び行政の協働によって、P34 のような一連の流れが循環する地域内資源循環型社会のモデル事業であり、地球温暖化の対策のみならず、耕作放棄地の有効活用による農業の再生、さらには地域内で生産された農産物を地域内で消費する地産地消の推進等にも役立っています。

【菜の花プロジェクトで展開する循環事業】

1 菜種の播種と収穫

田んぼや畑などに菜の花の種をまくことから始まります。種まきは、通常 9 月下旬に行います。菜の花は、翌年の 4 月下旬から 5 月上旬にかけて見頃を迎え、6 月下旬に実った菜種を収穫します。

《期待する効果》

◇菜種の播種…今まで使われていない草が生い茂った荒れた農地（耕作放棄地）に種をまくことで、田畑を有効に活用することができます。

◇菜の花の開花…あたり一面にきれいな景色をつくり出すことができます。

2 菜種の搾油と菜種油の利用

収穫した菜種を搾ると、きれいな黄色い菜種油が出ます。搾った菜種油は、実際に市内で販売され、学校給食や家庭などで使用されます。

《期待する効果》

◇菜種の搾油…搾った際に残る種の皮などの油かすは、動物の餌などに利用できます。

◇菜種油の使用…地産地消の推進に役立ちます。

3 廃食油の回収と燃料の精製

家庭で使用した天ぷら油などの廃食油は、市内のスーパーなどで回収します。回収した油は、市内の会社で車の燃料（BDF：バイオディーゼル燃料）に生まれ変わり、市の公用車などに使用されます。また、車から出る排気ガス（二酸化炭素）は、菜の花が光合成により吸収します。

《期待する効果》

◇廃食油の回収…ごみの減量化に繋がります。

◇BDFの製造…軽油に代わる燃料になり、石油などの資源を減らさずに済みます。

◇菜の花の光合成…二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の対策に役立ちます。



ウ レジ袋削減運動

レジ袋無料配布中止の取組については、「循環型社会形成に向けた廃棄物減量化」、「地球温暖化対策（温室効果ガス削減）」、「石油資源の有効利用」、「環境に負担をかけないライフスタイルへの契機」の観点より、平成21年4月に、大手スーパーマーケット事業者、消費者団体、行政とで「福島県におけるレジ袋の削減に関する取組～地球にやさしい“ふくしま”ストップ・ザ・レジ袋～」を締結し、同年6月1日から県内で開始されています。

○本市における福島県との協定事業者

| No. | 店舗名 |
|-----|--------------------------|
| 1 | 株式会社ヨークベニマル 須賀川西店 |
| 2 | 株式会社ヨークベニマル 須賀川森宿店 |
| 3 | 株式会社ヨークベニマル メガステージ須賀川南店 |
| 4 | リオンドール 須賀川東店 |
| 5 | リオンドール 須賀川南店 |
| 6 | リオンドール 須賀川インター店 |
| 7 | いちい 須賀川東店 |
| 8 | ブイチェーン 長沼店 |
| 9 | マックスバリュ南東北株式会社 ザ・ビッグ須賀川店 |

7 新エネルギー導入の推進

(1) 新エネルギー導入推進の現況

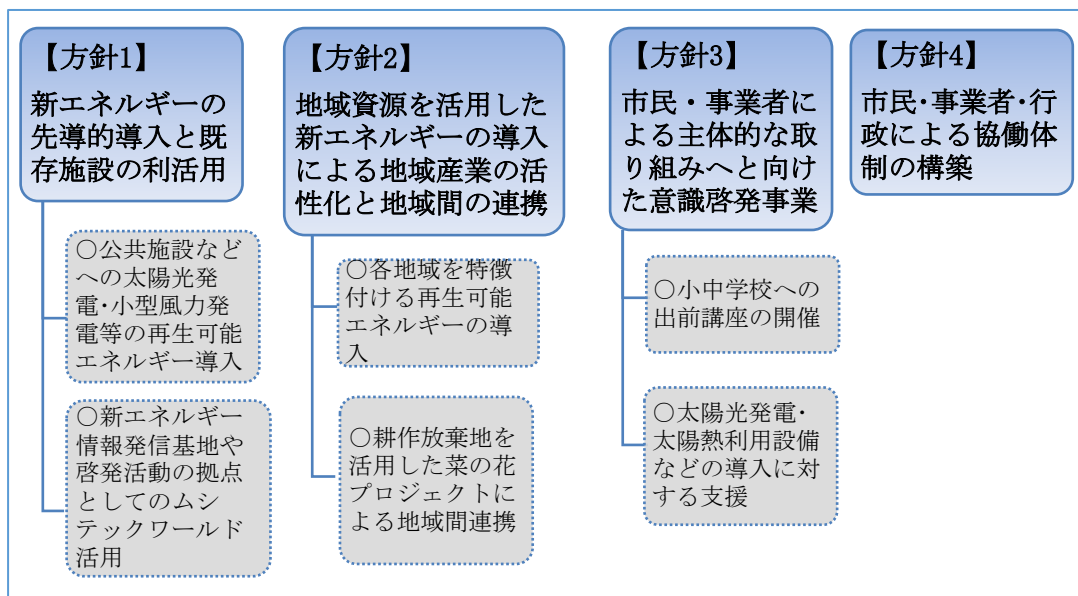
再生可能エネルギーとは、太陽光発電や風力発電などのように、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーをいい、エネルギー資源の乏しい日本にとって、エネルギー自給率の向上に貢献できる貴重なエネルギーと考えられています。

本市では、積極的な導入を図るため、再生可能エネルギーを通じた地域の活性化等を推進するためのビジョンを策定するとともに、再生可能エネルギー普及の支援策として、住宅用太陽光発電装置の設置費用を一部助成しています。

(2) 須賀川市地域新エネルギービジョン

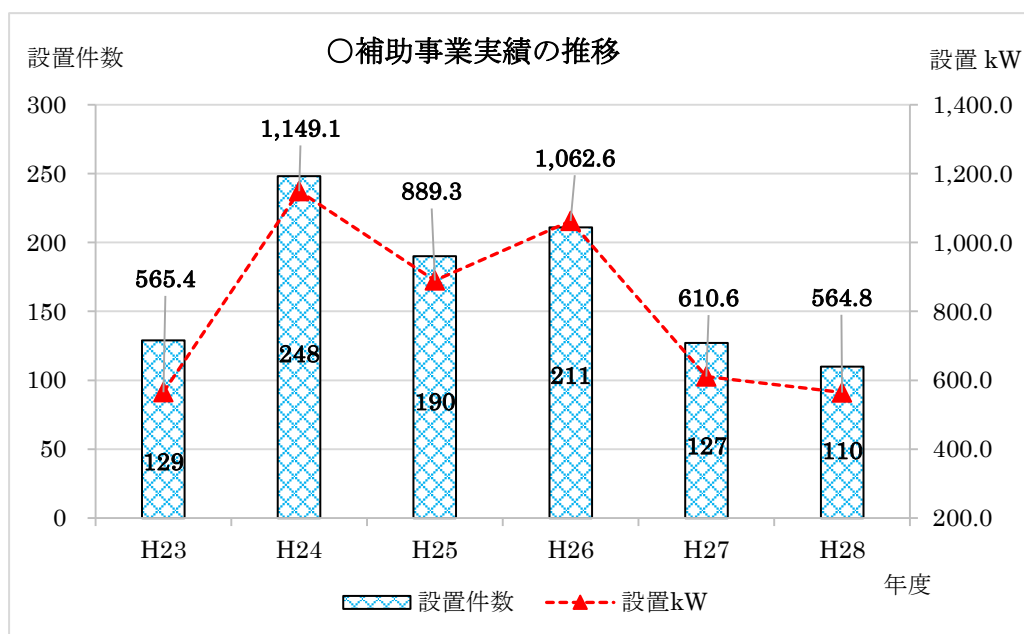
本市では、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入施策の推進及び再生可能エネルギー活用を通じた産業の振興及び地域の活性化等を図ることを目的に、平成18年2月に須賀川市地域新エネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーの推進に関する方策や再生可能エネルギー導入の先導プロジェクトを検討しています。

○基本方針



(3) 住宅用太陽光発電装置設置補助事業

本市では地球温暖化対策の一環として、市民への再生可能エネルギー普及を積極的に支援することにより地球環境の負荷軽減を図ることを目的に、平成 21 年度から住宅用太陽光発電装置の設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。



(4) 住宅用太陽光発電装置普及状況

補助制度を創設した平成 21 年度以降、8 か年で 1,210 件、5,628.9kW の設置があり、全世帯数に対して約 4.5 パーセントの普及となっています。

○補助実績状況

| 年度 | 補助単価 《千円》 (4kW 上限) | 設置件数 | 設置 kW | 1 件平均 kW | 世帯数 (各年 10 月 1 日付) | 設置世帯 割合 (%) |
|-----|--------------------------|-------|---------|-------------|-----------------------|----------------|
| H21 | 30.0 | 72 | 283.6 | 3.9 | 25,808 | 0.28 |
| H22 | 30.0 | 123 | 503.5 | 4.1 | 25,792 | 0.48 |
| H23 | 30.0 | 129 | 565.4 | 4.4 | 25,778 | 0.50 |
| H24 | 30.0 | 248 | 1,149.1 | 4.6 | 25,969 | 0.95 |
| H25 | 20.0 | 190 | 889.3 | 4.7 | 26,253 | 0.72 |
| H26 | 20.0 | 211 | 1,062.6 | 5.0 | 26,494 | 0.80 |
| H27 | 20.0 | 127 | 610.6 | 4.8 | 26,853 | 0.47 |
| H28 | 20.0 | 110 | 564.8 | 5.1 | 26,645 | 0.41 |
| 計 | | 1,210 | 5,628.9 | 4.6 | 26,645 | 4.54 |

(5) 住宅用太陽光発電装置以外の再生可能エネルギーの導入状況

○風力発電

風力エネルギーを風車によって機械エネルギーに変換し、発電機を回して発電する方式をいいます。

| 施設名 | 設置区分 | 導入年度 | 出力(kW) | 備考 |
|-------------------------------|--------|------|--------|----------------|
| ふくしま森の科学体験センター (ムシテックワールド) | 行政 | H13 | 0.500 | ハイブリッド照明灯 |
| 日本工営株式会社 電力事業本部 福島事務所 | 民間 | H14 | 0.800 | |
| 一休広場 (松塚) | 行政 | H17 | 0.050 | |
| 一休広場 (仁井田) | 行政 | H17 | 0.050 | |
| 一休広場 (江持) | 行政 | H17 | 0.050 | |
| 須賀川市立長沼東保育所 | 行政 | H17 | 0.050 | |
| 翠ヶ丘公園内 | 行政 | H19 | 0.250 | |
| 多代の宙 (宮先町ポケットパーク) | 行政 | H19 | 0.050 | |
| 須賀川アリーナ駐車場 | 公益社団法人 | H23 | 0.800 | ハイブリッドイルミネーション |
| 合計 (8 件) | | | 2.600 | |

※ハイブリッド・・・(風力発電+太陽光発電)

○小水力発電

水力で羽根車を回し、その動力で発電機を回して電気エネルギーを得る方式で、出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称していいます。

| 施設名 | 設置区分 | 導入年度 | 出力(kW) |
|----------|------|------|---------|
| 前田川発電所 | 東北電力 | M39 | 250.000 |
| 合計 (1 件) | | | 250.000 |

参考資料

1 須賀川市環境基本条例

平成 11 年 12 月 22 日
条例第 34 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策（第 10 条—第 22 条）

第 4 章 環境審議会（第 23 条—第 28 条）

附則

わたしたちのまち須賀川は、花と緑に恵まれた美しい自然に抱かれ、歴史的、文化的遺産を受け継ぎながら今日まで着実な発展を続けている。

しかし、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型及び生活型公害の発生や、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきており、さらに、私たち一人一人の営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきていることから、新たな対応が求められている。

今を生きるわたしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を保全し、さらによりよい環境を創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

そこでわたしたちは、今ある環境を損なうことなく、自然と調和した豊かでゆとりある美しいまち須賀川をつくるため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康でゆとりある生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康でゆとりある生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康でゆとりある生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、それぞれの地域特性に配慮し人と自然とが健全に共生できるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全等は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、あらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則り、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に則り、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念に則り、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策とその実施状況を明らかにするため報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に則り、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。

(3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を確保すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、須賀川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ須賀川市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第13条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、快適な生活環境の確保のための公園、緑地等公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、前2項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

(恵まれた生活環境の確保等)

第15条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第16条 市は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第17条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 18 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、第 17 条の環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第 20 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、及び監視、測定等の体制の整備を図るように努めるとともに、国、他の地方公共団体、民間の調査研究機関等と連携し、環境の保全等に関する情報の収集等に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、環境の保全等に関する施策であって、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 23 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、須賀川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 24 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 環境基本計画に関し、第 9 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全に関し市長に意見を述べることができる。

(委員)

第 25 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 事業所の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 26 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 28 条 第 23 条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

(須賀川市公害防止条例の一部改正)

2 須賀川市公害防止条例（昭和 46 年須賀川市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の須賀川市公害防止条例第 13 条の規定により任命された委員である者は、この条例の第 25 条の規定により任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、改正前の須賀川市公害防止条例第 13 条の規定により任命された日から起算する。

2 須賀川市公害防止条例

昭和 46 年 3 月 26 日
条例第 6 号

改正 昭和 49 年 3 月 28 日条例第 11 号
平成 4 年 3 月 25 日条例第 12 号
平成 11 年 12 月 22 日条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するため、法令に特別の定めがある場合を除くほか、市、事業者及び住民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する市の施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、国及び県の公害の防止に関する施策とあいまって、この条例に規定する施策を講ずることにより、良好な生活環境を保全し、もって住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第 5 条 住民は、公害を発生させることのないように常に努めなければならない。

2 住民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(公害の防止に関する施策)

第 6 条 市長は、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

(1) 公害の状況を把握するために必要な監視及び測定に関すること。

(2) 公害を防止するために必要な都市施設等の整備に関すること。

(3) 公害の防止に資するための緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。

(4) 事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善に要する資金のあっ旋その他の援助に関すること。

(5) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(苦情等の処理)

第 7 条 市長は、公害に係る苦情、陳情等について、住民の相談に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(改善の勧告等)

第 8 条 市長は、公害が生じたとき又は公害が発生するおそれがあると認めるときは、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、当該施設の使用法、公害処理の方法又は当該施設の構造の改善を勧告することができる。

2 前項の規定により勧告を受けたものは、その勧告に基づき改善等を行ったときは速やかに市長に届け出なければならない。

(防止計画)

- 第8条の2 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、公害を防止するための公害防止計画を作成し、及びその提出を命じることができる。
- 2 市長は、前項の規定により公害防止計画の作成及び提出を命じるときは、当該計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により公害防止計画の提出があった場合において、当該計画が公害を防止するために十分な計画ではないと認めるときは、当該計画の変更を命じることができる。
- 4 市長は、前項の規定により公害防止計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に、口頭又は文書で、弁明の機会を与えなければならない。
- 5 市長は、事業者が第1項の規定により提出した公害防止計画又は第3項の規定により変更を命じられた公害防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該計画において定めた措置の実施を命じることができる。
- 6 第4項の規定は、前項の規定により実施を命じようとする場合に準用する。
- 7 第1項又は第3項若しくは第5項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(公害防止協定)

- 第9条 事業者は、市長が自然的・社会的条件その他の事由により、特に公害を防止する必要があると認めて申し入れをしたときは、公害防止協定を締結するように努めなければならない。

(緊急時の措置)

- 第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは関係事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。
- (1) 気象状況の影響により大気の汚染が著しく人の健康又は生活環境をそこなうおそれがあると認めるとき。
- (2) 異常な濁水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境をそこなうおそれがあると認めるとき。
- 2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに、ばい煙又は汚水の排出量の減少について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

- 第11条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市長に報告しなければならない。
- (1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときその発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況
- (2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときその事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第8条の2第5項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第8条の2第1項の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

第15条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第12条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月28日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日条例第12号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日条例第34号抄)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の須賀川市公害防止条例第13条の規定により任命された委員である者は、この条例の第25条の規定により任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、改正前の須賀川市公害防止条例第13条の規定により任命された日から起算する。

3 須賀川市公害防止条例施行規則

昭和 49 年 4 月 26 日規則第 9 号

改正 平成 3 年 3 月 29 日規則第 11 号
平成 7 年 3 月 31 日規則第 15 号
平成 21 年 9 月 25 日規則第 18 号

(目的)

第 1 条 この規則は、須賀川市公害防止条例（昭和 46 年須賀川市条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(公害防止計画の様式等)

第 2 条 条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する公害防止計画書（第 1 号様式）は、正副 2 通を作成し提出しなければならない。

2 前項に規定する公害防止計画に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工場等付近の見取図
- (2) 工場等の敷地内の建物並びに発生源施設及び処理施設の設置場所を示す図面
- (3) 処理施設の構造図
- (4) 操業系統図及び処理工程図
- (5) 工事工程表
- (6) その他必要書類

3 公害防止計画の提出期限は、市長が命令を発した日の翌日から起算して 30 日以内とする。ただし、その期間について市長が特に認めたときはこの限りでない。

(承認の通知)

第 3 条 市長は、公害防止計画の提出があったときは、提出のあった日の翌日から起算して 30 日以内に承認の通知をするものとする。ただし、特別の事由があるときはこの限りでない。

2 前項の規定による通知は、公害防止計画承認書（第 2 号様式）によるものとする。

(計画変更命令)

第 4 条 条例第 8 条の 2 第 3 項の規定による命令は、変更の理由を記載した文書によってしなければならない。

(弁明の機会)

第 5 条 条例第 8 条の 2 第 4 項の規定により文書をもって弁明の機会を与える場合は、あらかじめ弁明をなすべき日時、場所、変更の内容及び当該命令の理由を通知するものとする。

(実施命令)

第 6 条 条例第 8 条の 2 第 5 項による命令は、公害防止計画の内容及び期限を記載した文書によって行うものとする。

(着工届及び完了届)

第 7 条 条例第 8 条の 2 による公害防止計画に基づいて着工したとき及び完了したときは、それぞれ着工した日及び完了した日から 7 日以内に公害防止計画工事着工届（第 3 号様式）及び公害防止計画工事完了届（第 4 号様式）によって届け出なければならない。

(事故発生報告)

第 8 条 条例第 11 条第 1 項第 2 号の規定による報告は、事故発生報告書（第 5 号様式）によってしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の方法により状況を通報のうえ指示を受けるものとする。

(復旧工事完了報告)

第 9 条 条例第 11 条第 1 項第 2 号による報告は、事故復旧工事完了報告書（第 6 号様式）によってしなければならない。

(身分証明書)

第 10 条 条例第 12 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、第 7 号様式による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 29 日規則第 11 号)

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づき作成された用紙は、当分の間、この規則の相当規則により定められた用紙とみなす。

附 則 (平成 7 年 3 月 31 日規則第 15 号)

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づき作成された用紙は、当分の間、この規則の相当規則により定められた用紙と見なす。

附 則 (平成 21 年 9 月 25 日規則第 18 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

平成29年度版 須賀川市の環境

平成30年3月

発行 須賀川市

編集 須賀川市 生活環境部 環境課

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地

電話 0248-88-9130

須賀川市ホームページアドレス <http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

須賀川市環境課メールアドレス kankyo@city.sukagawa.lg.jp